

# The Kansai University Bulletin

Osaka, April 15th, 1929 No. 68

# 子 里 山 學 報

行發日五十月四

號八十六第

年四和昭



生業卒科學律法部學文法度年本

阪 大

番九四〇一(堀佐土)  
番三二一(田吹) 話電

局報學學大西關

座口金貯替振  
番五七八二一阪大

# 千里山學報

## 第六十八號

### 目次

挿繪——本年度法文學部法律學科卒業生(表紙)——  
 昭和四年度卒業式——校友會春季大會——九大千  
 里山會卒業生送別記念攝影——本年度經濟學部經  
 濟學科及商業學科卒業生——本年度專門部經濟學  
 科卒業生——本年度專門部商業學科卒業生  
 婚約指輪について——關西大學教授 木村健助  
 勞働法の基礎觀念(四)——關西大學教授 吉田一枝  
 學内報——卒業式並修了式舉行——入學試驗施行——  
 本學理事監事改選——辭令——教員囑任——教  
 員辭任——本學講師千賀鶴太郎博士の訃——附屬  
 關西大學第二商業學校彙報  
 校友彙報  
 學生彙報  
 英國から歸つて——立教大學商學部教授 校友  
 板橋 菊松  
 金融資本——瀬戸 健助  
 雜錄

## 婚約指輪について

——其沿革及び法律上の性質——  
關西大學教授 木村健助

指輪の起源は甚だ古く、今日残つてゐるものの中にも四千年以上の昔のものがある。即ちエジプトで紀元前約二千四百年第十二王朝時代に用ひられてゐたものである。紀元前約千六百年第十八王朝から同じく約千二百年第二十王朝頃にかけてエジプト人が用ひた豪華な純金の指輪も數多く残つてゐる。其外カルデア、フェニキア、アツシリア、ペルシア、インド、支那等でも餘程昔から用ひられてゐた。創世紀にも所々に指輪のことが記されてゐるところを見ると當時ヘブライ人の間でも之を用ひてゐたことがわかる。ギリシア、ローマに於ても又盛んに用ひられた。

古代の人民は恐らく之を裝身の具として用ひ始めたものであらうが、指輪は又文字や記號を刻し印章として極めて重要な用途をもつてゐた。印章であるから従つて又所持者の身分とか地位とかを示すことにもなり、例へば王がその指輪を臣下に授けるといふことは權限を委任するといふ意味をもつてゐたのである。ローマ人の間に於ては始め鐵の指輪が用ひられたが、指輪をはめるのは或る階級の特權であつた。金の指輪が用ひられるやうになると高官のみが金の指輪を帯びる權利 *ius annuli aurei* を與へられた。この權利は追々廣く許されることになつたが、然し共和政時代までは未だ一般市民には鐵製のものしか許されなかつた<sup>1</sup>。

### 一

かくの如く指輪は廣く用ひられてゐたが、所謂婚約指輪の風習といふものはいつの時代から始まつたものであるか。

ヘブライ人の間に於てもギリシア人の間に於てもゲルマン人の間に於ても、婚約即ち婚姻の前に婚約指輪を締結するといふことが行はれ婚約の儀式が盛んに擧げられたが、指輪の授けは婚約の際にも乃至は婚姻の際にも行はれなかつたやうである<sup>2</sup>。婚約指輪の風習が始めて史上に見えるのはローマ人の間に於てである。

ローマ人は婚約 *sponsalia* を結ぶ際に式を擧げ婚約を象徴し之を證據立てる品物として婚約指輪 *annulus sponsalius* を授けた。指輪は婚約の男から相手方の女に手交された。此場合指輪は手附 *manus* であると言ひ又擔保物 *pignus* であると言はれた<sup>3</sup>。

指輪を手附金の代りとして交付するといふことは賣買契約の場合にも行はれた。ローマ法學說彙纂の中にウルピアーヌスは葡萄酒の賣買契約の手附として指輪を渡す例を擧げ<sup>4</sup>、又油商が手附として指輪を受取る場合を述べ<sup>5</sup>、だから指輪を授受する習慣は單に婚約指輪の場合に限らなかつたことは確かである。

婚約指輪は右のやうな意味の外に婚約男女の心を結合するものであると思はれた。何故かといふと婚約指輪は男が女の左の手の第四指即ち藥指 *digitus medicinalis* にはめてやるのが習慣だつたが、アウルルス・ゲルリウスの説明によると左手第四指から心臟まで一つの血管が走つて居るから、此指にはめて心の結びつけるのだといふのである<sup>6</sup>。第四指のことをまた *digitus annulatis* と名付けた。

次に指輪をはめて居るのは約定済の女子であるといはれ、婚約せんとする男が相手の女子に指輪をはめてやるそのことは後世の婚約接吻と同様に先占の意味を示すものであるとも言はれてゐる<sup>7</sup>。

更に又指輪は婚約の贈り物の一つであるから手付の意味をもつ一方贈與の意味をもつて居ると解せられたのである<sup>8</sup>。例へばパウルスは婚約の男が婚約の女の許に第三者の所有に屬する指輪を送り届け、婚姻の後其指輪の代りに彼自身の所有に屬する指輪を與へたならば、後の贈與を確めたるに過ぎないのだと解釋してゐる<sup>9</sup>。

ローマの初期には指輪は飾りのない鐵製のもののみであつたから婚約指輪ももとより質素な鐵指輪であつた<sup>10</sup>。其後純金の指輪が現はれスキピオ・アフリカーヌスの時から寶石をはめこむやうになつて次第に贅澤なものが造られるやうになつたけれども<sup>11</sup>、婚約指輪は永くその傳統を守つて紀元第二世紀頃迄相傳らず鐵製のものが用ひられた。

### 三

ゲルマン人の間に於ても婚姻に先立つて必ず婚約の式を擧げるべきものとされ、婚約式は婚姻の成立の一要件であつた。婚約の際には婚約男女の結合の象徴として種々の習俗が行はれたが、婚約指輪を用ひ始めたのはローマ文化の影響を受けてからである。第四世紀の末にフン族のアチラ王が侵入して來た折に、王はヴァレンチニア・ヌスの妹ホノーリアが

ら指輪を贈られたので婚約が成立したものと信じたと傳へられておる。第六世紀の初フランク王クローヴィスは妃クオチルドとの婚姻の式を基督教に從つてランスの寺院で擧げ指輪の授受をしたと言はれてゐる。

第八世紀に至つてロンバルド王ルイトブランドの法規集の中には明かに婚約指輪の授受のことを規定してゐる。又西ゴートの法律の中にも婚約指輪の規定があつて、ローマ法に於ける意義を繼承してゐる12。

#### 四

基督教弘通の後もこの異教徒の間に端を發した婚約指輪の慣習は廢らずに傳へられた。教會法が一般の婚姻を支配するやになつて婚姻式とそれに先づ婚約式が教會で擧げられることになると婚約指輪の授受は基督教的儀式と化して了つた。婚約指輪は純金製になつてからも決して寶石の飾りをつけなかつたし又彫刻を施さなかつた。形は圓くて切れ目のないやうに作られた。寶石とか彫飾の模様とかいふものは昔から俗間に幾多の迷信を生んでゐるから不吉を忌むために一切を避けたのである。又形は斷続を嫌つて永久に別れることのないといふ意を表はしてゐるのであつた。婚約式のとき指輪が女の手に渡される前に先づ司祭によつて祝福を與へられるのもその爲である13。

基督教の隆盛になつた中世時代には婚約指輪の慣習は益々ひろく行はれるやうになり、同時に婚姻指輪の習俗も行き亘つてきた。當時の婚約式は教會で三人若くは四人の證人の面前で司祭の手によつて行はれた。婚約指輪も婚姻指輪も授受のし方は同じであつて、指輪

は先づ司祭によつて祝福を與へられ婚約の男に渡される、男は受取つた指輪を再び司祭の手に返し、司祭は之を女の指にはめてやる。ローマ人は専ら左手の第四指にはめるものとしてゐたが後世には右手の第三指にはめる風が出来た。司祭は男から返された指輪をもつて一旦女の右手の親指に通してやる、その時婚約の男が言ふ『父と』、次で司祭は指輪を第二指に通す、男が言ふ『子と』、最後に指輪は第三指に通される、『聖靈の名に於て』と男が言ふ。地方によつては右手の第四指にはめるやうに教會が規定してゐるところもあつた。

又従前通り左手の第四指にはめて居る地方でも其理由が變つて來て、基督教の僧正が職務上はめてゐる指輪即ち僧正の格式を示し且つ完全無缺の貞潔の證となる指輪が左手にはめられる習慣だつたから、之と區別する爲に婚約指輪は右手にはめるものだと説明されることもあつた14。

婚約指輪の慣習が追々時代を経また地域も廣く行はれるに至つて地方地方により慣習がまちまちになつて來たので、簡單に女子のはめてゐる指輪を以て直ちに婚約の成立を推定するといふことが六ヶ敷くなつた。既にトレントの宗教會議以前に婚約指輪の問題は教會法學者の間でいろいろと論ぜられた。例へば女子が指輪を帯びて居ることは既婚の女たる證據となるかといふことが問題となつた。學者の通説として、慣習により既婚の女子のみが指輪を帯びて居る地方では反證のない限りそれによつて婚姻成立の推定をなし得るとせられた。又例へば或る男が或る女に指輪を與へたといふ事實は婚姻の推定をなし得るかとい

ふことが問題となつた。この問題は稍複雑で學者の意見は必ずしも一定してゐなかつたが大體次のやうに説明された。即ち指輪の交付は或る場合には婚姻豫約の成立を示し或る場合には婚姻の成立を示すものであるから一概に何れとも推定出来ない、慣習によつて婚約の際にのみ指輪を授受する地方では之によつて婚約を推定することが出来るし又慣習によつて婚姻の際にのみ指輪を授受する地方では之によつて婚姻を推定することが出来る。此二つの慣習が混同されて其何れもが並び行はれる地方では何れか一方に推定することが不可能であるから、此場合には婚約の成立を推定してもいけないし婚姻の成立を推定してもいけないと説かれた。更に又婚約指輪の慣習も婚姻指輪の慣習もない地方では如何かと言ふと、或る男が或る女の指に手づから指輪をはめてやつた場合には反證のない限り婚約の推定をなし得るし時によつては婚姻の推定もなし得る。然し單に男が女に指輪を與へたといふのみならば、婚約を推定することも出来ないし婚姻を推定することも出来ないと言明された15。

#### 五

中世以後婚約指輪の風習は殆んそ全歐洲に流行することになつた。指輪の授受も豫め婚約をするものは婚約の際に、豫め婚約をしないものは婚姻の際に之を行つた。又以前は指輪は男から女に渡すのみであつたが、男女相互に交換する風習も現はれて來た。

チュートン人の間では婚約の際の古い風習が傳はつてゐるが段々と指輪授受が之に代つて行はれるやうになつた。第十七世紀頃には婚

約指輪の風習は遂に北歐スカンディナヴィアの地方にまで行き渡つた。

ユダヤ人の間でも婚約指輪若くは婚姻指輪は昔はなかつたやうで之が取り入れられたのは矢張中世以後であると言はれてゐる。ユダヤ法では婚姻の儀式に先んじて婚約の式を擧げることになつてゐたが、後に至つて婚約の式は婚姻の式と合して同時に行はれる習慣となつた。指輪は婚約の男の手から相手の女の指にはめてやり、男は女に對して『汝はモーゼとイスラエルの法に從つて予に嫁す』と言ふ16。指輪をはめる指は右手の第三指に定つてゐた17。

#### 六

以上に述べた如く婚約指輪の風習は文献によればローマの初期に始めて現はれて居るのであるが、其事實は恐らく更に古へに溯つても見られたことであらうと思ふ。

婚約指輪若くは婚姻指輪の風習は掠奪婚の痕跡を示すものであつて、指輪は其折の鎖の一片を象徴するものであると言ふものがある18俗間多く行はれる説もそれである。もとより直ちに信をおくことは出来ない。少くとも前述の沿革は未だそのやうな推定を容れることが出来ないやうである。假にかかる推定が許されるならば、寧ろローマの古俗から賣買婚の痕跡を索める方が因縁が近いかも知れないだがそれは六ヶ敷い問題である。此處では婚約指輪の法律上の性質を今一應考へて見るに止めやう。

先づローマ古法時代に於ては指輪は賣買契約の際手付金の代りとして交付された。婚約指輪は婚姻豫約に關する證約手付の性質をもつ

てり居又豫約履行の擔保たる性質をもつてゐたのである。婚姻豫約の際用ひられた指輪は當時は鐵製であつたが、之を帯びることは一般平民に許されなかつた特權であつたし且つ指輪が印章であつたことから考へると婚約の際指輪を授受するといふことは相當に重要な意義をもつてゐたものであつたに違ない。そして又古法時代の婚姻豫約は問答契約 stipulatio の形式で締結され慣習法上の效力をもつてゐたと考へられるから婚約指輪の手付としての意味も鮮明になつて来る。

クラシック法時代になると婚姻豫約は單なる約束 factum を以て結ばれることとなり従つてその效力も發生しなかつたやうである。だから婚約指輪も甚だ軽い意味しかもたなくなつて来たわけである。一方に於ては婚姻豫約の際男より女に贈與品を送る習慣が發達し後代の所謂婚姻前贈與 donatio ante nuptias の基をなす程盛んになると、指輪も贈與品中の一つに過ぎなくなつた。婚約指輪が貴金屬で作られるやうになり、指輪は女子の裝身具として次第に多く用ひられるやうになつたのも此時代である。

降つて教會法時代に入ると基督教諸國では婚姻豫約が成立すればその效力が當然發生するものとされ、婚姻指輪の授受は婚姻豫約の形式的要件であるから指輪は豫約成立の證據として再び法律上の性質を帯びるに至つた。然しながら嘗てローマ法に見たところの手付とか擔保の意味は唯用語の上にその跡を止めて居るに過ぎない。更に降つて教會法が一層廣い地域に亘つて行はれるやうになると婚約指輪の習慣も各地方

によつて相異なるに至り一定の法律上の性質を認めることが困難になり、やがては婚約指輪は單に禮儀的なものとして過ぎなくなつて了つたのである。

註 1. J. Marguardt, La vie privée des Romains, trad. par V. Henry, tome I, p. 327, 347. — L. Bourdeau, Histoire de l'habillement et de la parure, p. 288.

2. キヤクヤム (Jacques Cujas) の「くわく婚約指輪の風習がローマ人以外にも古く行はれてゐたこと」を明かす。 Cf. A. Colin, Des fiançailles, p. 41. J. Lafourcade, Etude historique des fiançailles p. 69.

3. Colin, op. cit. p. 40.—Lafourcade, op. cit. p. 69.

4. L. II § 6 D. XIX, 1 De act. empti venditi.

5. L. 5, § 15, D. XIV, 3 De, insit. act.

6. Aulus Gellius, X, 10 (Colin, op. cit. p. 41, Marguardt, op. cit. tome II, p. 359 引用)

7. Colin, op. cit. p. 41

8. A. Esmein, Mélanges d'histoire du droit, p. 64.

9. Paulus L. 36, § 1, D. XXIV, 1, De donatio. nibus inter virum et uxorem.

10. Colin, op. cit. p. 41—Marguardt, op. cit. p. 347.

11. Marguardt, op. cit. p. 359, 365.

12. Colin, op. cit. p. 86, 87—Lafourcade, op. cit. p. 38, 39.

13. Colin, op. cit. p. 123.

14. De Smet, Les fiançailles et le mariage, p. 165, 166.

15. A. Esmein, Le mariage en droit canonique, tome I, p. 196—198.

16. Kenton & Phillimore, marriage and Divorce, p. 50.

17. Westermarck, History of Human marriage, vol. II, p. 444.

18. Westermarck, op. cit. vol. II, p. 277—Bourdeau, op. cit. p. 279.

19. 婚姻指輪の風習は古く印度にもあつたらしいといふ頃のことであるが今之を明かにしなす。又一種の婚約指輪の風習が今日未開の民族の間にも見られる。例へばアフリカのザンベジの土人、インドのアッサム地方の或る土人は之を「くわく居」の風習と云ふ。 Westermarck, op. cit. vol. II, p. 443. — (完) —

### 勞働法の基礎觀念 (四)

關西大學教授 吉田 一枝

日本憲法第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均しく文武官に任ぜられ及その他の公務に就くことを得

獨逸憲法百廿八條 總べての公民は法律の定むる所によりその材能及役務に應じて均しく公務に就くことを得 (alle staatsbürger ohne unterschied sind nach massgabe der Gesetz und entsprechend ihrer Befähigung und ihren Leistungen zu den öffentlichen Ämtern zuzulasser.) 云々

獨逸憲法百九條一項二項 總べての獨逸人民は法律の前に平等なり男子及女子は原則として公民としての同一の權利を有し義務を負ふ (alle deutschen sind vor dem Gesetz gleich. männer und Frauen haben grundsätzlich dieselben staatsbürgerlichen Rechte und pflichten.)

ベルギー憲法八條 國內に階級の區別を設くべからず

ベルギー人は法律の前に平等 (égaux devant la loi) 云々

北米合衆國増補修正憲法十九條一節 合衆國市民の投票の權利は合衆國により又は何れの州によりても性別のために拒否若くは減殺せらるることとなるべし

瑞西憲法四條 總べて瑞西人は法律の前に平等なり瑞西に於ては政治的隸屬なく又地方門地個人若くは家の特權を存せず

佛國人權宣言一條 人は出生及生存に於て自由及平等の權利を有す (Les hommes nait-

sent et demeurent libres et égaux en droit.) 云々

同六條 法律の眼中には凡ての公民は平等なり (Tou les citoyens étant égaux à ses yeux) 故に公民はその能力に應じ自己の價値及自己の技能によるの外他の區別なく均しく凡ての尊號、公の地位及職務に任ぜらるることを得

その他參政權に付ては伊國憲法廿四條、和蘭憲法五條、奧國憲法七條等の規定するところである。

D. 司法參與權と陪審法

立憲政治は三權分立の政治であり法治政治であり萬機公論に決するの政治であり國務大臣責任政治である。立憲政治は國家の機關と國民の協力によつて國務を行ふ政治である。而して憲法上國家統治の方法は立法司法行政の三作用に分たれてゐる。立法に付ては帝國議會の協賛あり行政に付ては帝國議會の監督并に地方自治の制度がある。而して兩者とも國民をして國家の政務に參與せしめてをるのに獨り司法に付ては官吏である専門の裁判官に委せて少しも國民をして關與せしめなかつたのである。これでは憲法政治としては完全な制度とは云へないのである。

我國が陪審制度を採用するに到つた理由は茲に存するのである。陪審は憲法政治に伴ふ司法權の行使である。裁判の生命は判斷の公正正義と國民の信頼悦服とに存するのである。之がためにはさうしても法律を裁判上運用するに當り國民の參與を認めなければならぬのである即ち裁判所を一般民衆の基礎の上に立たしむる様にならなければならないのである



陪審制度は裁判を行ふに當り専門の裁判官の外に素人たる國民を參與せしめて裁判をなす制度である。即ち民衆の意思を司法に容るることである。要するに陪審法により立法行政と共に司法にも交渉を是認せられ立憲的民衆的な裁判制度が確立し立憲政治の基礎が愈々強固となつたのである。普通選舉は立法の民衆化社會化であり地方行政は自治行政であり陪審法は司法の社會化であり自治化であり民衆化である。立法も司法も行政も國民にその參與の權を與へると云ふことは即ち愛國心を養成せしむる所以である。この參與の權を國民に與へることが多ければ多だければ廣く多だけそれだけ愛國の民、忠君の民を廣く多くする所以である。民は國の本である、民權は出来るだけ之を多く廣く與へなければならぬ。

## 二 所有權の不可侵

之は財産に對する保障である  
日本憲法廿七條 日本臣民はその所有權を侵さるることなし公益のため必要な處分は法律の定むるところによる  
獨逸憲法百五十三條一項 所有權は憲法によりて保障せらるる(die Eigentum wird vor der Verfassung gewährleistet.)その内容及限いは法律により之を定む云々  
ベルギー憲法十一條 何人も公共の目的のため法律の定むる場合及形式に於て且つ豫め正當なる補償を受くるにあらざればその所有權を奪はるることなし  
北米合衆國増補修正憲法五條 又適法の手續によらずして生命自由若くは財産を奪はることなし又私有財産は正當の賠償なくし

て之を公用のために徴收せらるることなし  
佛國人權宣言十七條 所有權は不可侵にして且つ神聖なる權利 (La propriété est un droit inviolable et sacré.) なければ法律によりて公の必要が明に之を要求することを認定し且つ豫め正當なる賠償をなすの條件の下に於てするにあらざれば之を奪ふことを得ず

その他所有權の不可侵に付ては英國大憲章廿八條卅條卅一條卅九條 伊國憲法廿九條 和蘭憲法百五十一條百五十二條等の規定するところである。

現行の法律制度の中心中核をなしてゐるものは財産であり所有權であり人間ではなく物本位財産本位である。

財産の安固保障——所有權の不可侵は實に現行私法の骨子であり基抵である。

要するに人格——それは唯一絶對の最高價值であつて最終目的である。

元來労働者被備者商業使用人徒弟等の勞働力はその人の人格を離れては存在することなく勞働力はその所持者その人の人格の内容を構成するものである。故に労働者被備者の人格とその人の勞働力とは單一にして不可分なるべきものであつて同一人につきその客體たる勞働力とその主體たる人格とが完全に一體化融合合一化せらるべきものである。即ち勞働力が完全に人格化主體化された状態が即ち勞働人格と呼ばれるのである。而して勞働法の不斷に進むべき目標理想は云ふ迄もなく人類最高完成のための勞働人格の融合一體完成創造にあるのである。人格は目的であつて手段ではないとはカントの永遠の言である。

寔に神の姿に像つて造られた人間——人格は支配すべきものではなく承認すべきものである、即ち人間の承認尊重であり自己表現であり人間建設である。彼も人なり、我も人なり労働者、被備者、商業使用人、徒弟、小作農民、土工夫も亦それ自身自主生存の目的である。財産は生存生活のための手段であり方便である。人格は唯一最高絶對目的であるから如何なる他の物のために利用せられてはならないものである。富地位快樂財寶等はみなこれ人格の前には獨立存在の價値なく唯だ人格の完成の手段方便としてのみその存在の意義價値があるものである。

然しながら茲に留意すべきことは人格主義は人格そのものを絶對目的と見做すものであるから自己の人格を他人の人格に比してより尊重せらるべしと云ふ利己主義を許さないものである。人格それは自己他人の區別なしに絶對唯一最高目的であるから自他の人格は共に平等の價値をもつてゐる筈のものである。自己の人格の價値だけが他人のそれよりも大なり偉なりとする理由根據は少しもないのである。他人を虐げ他人を違法不當に拘束壓服するものは他人の人格を自己の利益のためその手段とし方便とし蹂躪するものである。故にかかる人は人格を唯一絶對最高の目的として尊重承認せず之を手段化方便化道具化した道徳上倫理上の犯罪者であり破産者であり宗教上の異端者である。自己のみの發展向上を庶幾し他人の人格を蹂躪し尊重せざるものは自我を愛する人ではあるが決して眞に人類を愛し社會國家を愛し人格そのものを愛する人ではないのである。三軍は帥を奪ふべし奪

## 第二節 勞働權

ふべからざるは實に人格の尊嚴である。

勞働權とは勞働の意思と能力とを有しながら勞働の機會を有せざるもの、又は勞働の機會を失ひたる者が國家その他の公共團體に對し勞働機會の供與を求むることを得べき公法上の社會權であり經濟權である。

故に勞働權は今日の私有財産制度を是認し之を前提とし以て勞働者に生存維持のため必要な勞働の機會を與へんとするものである。

この故に勞働權は後述すべき生存權の加く老幼廢疾者に及ぶことな健康體の者にのみ認められんとする權利である。

勞働權に付て最初に論じた人はフランスにあつては Saint Simon (1760—1825年) Fourier (1772—1837年) 獨逸に於ては Fichte (1762—1814年) 氏であらう。

フイヒテ氏は「人間が苟も平等に生存の權利を有し、そして同時に生存のために勞働しなければならぬならば國家は各人が勞働によつて生活が出来るだけの施設をなす義務がある」と説いてゐる。(Johan Gottlieb Fichte; der geschlossene Handelsstaat)

勞働權の根柢をなす思想は國家的貧民救助に關する英佛諸國の數個の根本規定によつて聲明されてゐる。即ち一六〇一年エリザベス女皇時代の英國貧民救助法 (Act for the relief of the poor)、一七九一年九月のフランス憲法及一七九三年六月のフランス共和憲法及一七九四年二月のプロナヤ國法 (preussisches Landrecht) 等の如きそれである。

勞働權は一八四八年二月廿五日「フランス假政府が凡ての市民に勞働を供與することを約

する宣言」(proclamation par laquelle le Gouvernement provisoire s'engage à fournir du travail à tous les citoyens.) 并に一八八四年五月九日獨逸帝國議會に於てなされた首相ビスマルク氏の陳述により興味ある歴史的の重きを加へる様になつたのである。

一八四八年六月戰爭に於て宣言された基本權中に「勞働權」(droit au travail)なるものがある。當時の憲法の起草委員はその草案中に次の如く宣言してゐる。即ち草案第二條に憲法は凡ての市民に自由平等安全教育勞働財產救助を保障す。草案第七條に勞働權は各人の有する權利にして勞働によりて生活する權利なり——社會一切の生産手段その他の手段方法によりて健康なる勞働者にして然も自ら職を求むることを得ざるものに職を供するものとす。草案第百卅二條に勞働權の主要なる保障

次の如し。自ら勞働する自由、結社の自由、勞資關係の平等、無償教育、専門教育、救済及信用の施設及び失業者を雇傭する目的を有する公益的の大事業を爲すための國立工場施設」等である。

ビスマルク氏は社會民主主義運動を蛇蝎視しそれを緩和し併せて勞働者の福利を増進することにより社會的害毒の治療をなさんために社會黨鎮壓法 (Gesetz gegen die gemeingefährlichen Bestrafungen der Sozialdemokratie) の有效期間延長に關する一八八四年五月九日獨逸帝國議會の審議に際し、次の様な説明を試んだのである『之を要するに勞働者が健康である限り彼に勞働權(Das Recht auf Arbeit)を與へよ、彼が健康である限り彼に勞働を與へよ、彼が病を得た時には療養を確保せよ、

彼が老いた時には休養を確保せよ』云々。又氏は本問題に對する討論中一議員の質問に答へて尤も重要な問題即ち勞働權に付て答辯しよう。然り私はこの地位に留まる間勞働權を絶対に承認し且つ之を支持致します。而してこの際私はビスマルク内閣によつて創められたと云ふ社會主義の基礎の上に立つたものでなく、フンシヤ國法の基礎の上に立つたものである。

(註)之は前記一七九四年二月フンシヤ國法第二編第十九章救貧施設 (Armenanstalten) 第二條に自己并に一家の生活を維持する手段方法を缺如せる者に對してはその實力及能力に相應したる勞働を預與さるべきものなり (Denjenigen welchen es nur an Mitteln und Gesundheit, ihren und der ihrigen unterhalt zu verdienen, mangelt, sollen arbeiten, die ihren Kräften und Fähigkeiten angemessen sind, angewiesen werden.)——と云ふ規定をビスマルク氏は意味したものであらうと考へらる然し之は救貧施設なる標題も示す如く公法上の要求權——勞働權を規定したものでない

と一般に解釋されて居る) 勞働權は國法發布の際に既にすでに公に宣言されてゐるではないか。同胞の前に進み出でて私は健康であり勞働の意思があるのに勞働がないと云ふ人はまた自分に勞働を與へよと云ふ權利をもつて居り、國家はこの人に勞働を供與する義務を負うてゐるものであると云ふことは吾々の全體の道德關係に於て確立されてゐる所ではありませんか。前辯士は國家は一大企業を起さなければならぬだらうと云はれました。寔に然り、國家は災厄の時に、

例へば進歩的運動が過度に行はれたため失業と窮乏とが非常に起つた一八四八年の如きに際しては既に之を行つたのである。若し同様な窮厄状態が発生すれば私は信する國家に今日も尙ほ同様な義務を負担してゐる……例へば大運河の開鑿其他之に類似したもの如きそれである云々』

(Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstags, Session 1884年) 私共は生きてゐるから働いて食はねばならず働いて食ふことによつて生命を得るのである勞働は人間の生ける姿であり自己及家族を養ふ道である。それであるから勞働は生活の手段ではなく生活そのものである。勞働は生きることであり、生きることは働くことである。故に勞働は自分の生きる道として全人格を打出して之れなくしてはその人格が發展完成されぬものであるから生きてゆく形としてしつかりと所有しなくてはならない。この意味に於て勞働は疑もなく神聖であり怠惰は罪惡である。

勞働の藝術化神聖化と云ふ様なことに付ては會てカール、ラスキン、トルストイ、カーペンター氏等によつて主張され力説されたものである。斯くして人類最高完成のために勞働人格の哲學が構成されるのである。フィンランド憲法六條二項 人民の勞働權は國家の特別法の保護を受くるものとす 一九一八年のロシア社會主義聯邦ソビエツト共和國憲法十八條は勞働を以て共和國全公民の義務と認め其の標語として「働かざる者は食ふべからず」なる語を宣明す、と規定し

一九二五年の改正ロシア憲法九條はロシア社會主義聯邦ソビエツト共和國は勞働を以てすべての共和國公民の義務と認め規定してゐる。ロシア革命當時レニン氏は一日に十八九時間も勤勞したものである。社會主義理論の排斥するものは「怠惰なる富豪」(idle rich) 生産せざる人である。人間には生きる權利がある。生きるためには例外なく勤勞せねばならない。茲に所謂勤勞とは僅に額に汗する筋肉機械勞働に従事する人のみを意味するものではなく、知能精神技術勞働に従事する人も含むものである。カール、ラスキン氏の所謂「勞働は人生である」の意味である。

獨逸憲法百六十三條一項 凡ての獨逸人民はその個人的自由を妨げられざる限度に於てその精神的及肉體的の力を公共の福利に適するために活用すべき義務を負ふ。勞働權の正當なる觀念は——私企業者の下に於て勞働を見出し得ないすべての勞働能力ある市民は勞働權によつて國家又は地方團體に對し普通の日傭賃金に對し普通の日傭勞働を與へらるべきことを要求し得るのであるとアントンメンガー氏は云ふ。(Anton Menger: das Recht auf den vollen Arbeitsertrag, seine geschichtliche Darstellung 3版 1903年) 現今の意義に於ける勞働權 (droit au travail, Right to work, Recht auf Arbeit, droit au travail professionnel) をフランス法學界に於て始めて主張した人はフウリエ (Fourier 1772—1837年) 氏である。氏は「勞働權はすべての人間の自然の權利である」と云ふてゐる。氏は自然状態に於ては自然人は到る處に於て狩獵し漁撈し果實を集取し家畜を放牧する權利

——(第一七頁)——

學 內 報

卒業式並修了式舉行

本學部第五回、専門部第四十二回、附屬關西甲種商業學校第十四回、同關西大學第二商業學校第四回各卒業式並に大學豫科修了式を三月二十日午前十一時から本學千里山學舎講堂に於いて舉行した。

定刻本學教職員、校友その他の關係者は固より、朝野貴紳の來賓多數の參列裡に開式、先づ仁保學長より卒業證書修了證書並に各種賞狀、賞品が授與せられ、更に同學長の式辭、勝田文部大臣、力石大阪府知事、關大阪市長、土井大阪府會副議長、高村校友總代の各祝辭、曾我部學部卒業生總代、安川専門部卒業生總代、竹島關西甲種商業學校卒業生總代、猪岡關西大學第二商業學校卒業生總代の各答辭あり、最後に學歌を合唱して盛大裡に式を閉じた。

文部大臣祝辭

卒業生諸子、諸子は研學の功を積み本學所定の課程を了へ將に校門を出でんとす。諸子の雄飛は今日より始まる、寔に慶賀に堪へず。諸子が爾今從事すべき方面は必ずしも同一ならずと雖も、其修得せる智識は等しく現代社會の要求して措かざる所なり。古諺に云運用の妙は一心に存すと。望むらくは諸子直に實務に當ると更に進ん

で攻學に従ふとを問はず、恒に本學教養の趣旨を體し益人格の修養に努め、智識の運用を諤ることなく、以て國家社會に貢獻する所あらんことを。

昭和四年三月二十日

文部大臣 勝田主計

大阪府知事祝辭

關西大學第五回、専門部第四十一回、附屬關



昭和四年卒業式

興して皇謨を翼賛し以て國運の伸張を期せざるべからず。然るに輓近急激なる世態の變移に伴ひ、動もすれば不穩當なる思想を懷き新を追ひ奇を衒ひて輕佻の風或は萌さんとする。寔に思想多難の秋なり。此秋に方り諸士多年勉學の功空しからず。今や本學所定の課程を卒へて各其の志す所に向はんとす。諸士の前途多望なると共に其責任も亦大なりと謂ふべし。

聊か蕪辭を陳べて祝辭とす。  
昭和四年三月二十日

大阪府知事 力石雄一郎

大阪市長祝辭

本日茲に關西大學學部第五回、専門部第四十一回及附屬關西甲種商業學校第十四回並に關西大學第二商業學校第四回卒業證書授與式を舉げらる。

惟ふに本校創立以來校運年と共に盛にしてその間幾多の人材を教養し文運の進歩に貢獻せられたるところ甚だ大なり。今又この盛典を舉げ更に有爲の人材を輩出せられたるは單り當校の聲譽たるに止まらず、實に邦家の爲め欣賀措く能はざるところなり。夫れ文化の進展は教育の振興に因りて青年の智徳を向上せしむるに在り。輓近世局の大勢愈文明の根柢を涵養するの最も緊切なるを覺ゆるの時に方り、卒業生諸氏は多年研鑽の功を積まれ智徳共に進み將に社會の

實務に就かれんとす。諸氏の前途や多望なりと謂ふべし。冀くば諸氏益その志すところを採りて將來の大成を期せられ以て本學教育の本旨を完くせられんことを。一言を叙して祝辭と爲す。

昭和四年三月二十日

大阪市長 關

大阪府會副議長祝辭

本日爰に關西大學學部第五回、専門部第四十一回並に附屬關西甲種商業學校第十四回及附屬關西大學第二商業學校第四回卒業證書授與式を舉行せらるるに方り盛式に列するを得るは最も光榮とする所なり。

惟ふに大學は國家最高の學府にして一國文教の淵源たり。今や國運日に進み文教月に盛なりと雖も、國家の前途は高等専門の知識技能を有する宏才達識の士に待つもの頗る多し。此時に方り諸君は本大學を卒へ將に驥足を伸へて國家の樞要に應ぜんとす。而して諸君の地位は國民の齊しく瞻仰する所にして、諸君の言行は一般國民の上に影響すること決して尠からず。諸君の責任亦重しと謂はざるべからず。

専門部並附屬商業學校卒業生諸君、諸君は各其の専門の學科を修め將に其志す處に向はんとす。諸君の前途多望なりと謂ふ可し。

希くは諸君將來益學術の研鑽を進むると共に徳性の涵養に努め、國民の先覺者として能く後進を導き國家の進運に貢獻せられんことを。

聊か卑懷を述へて祝辭とす。  
昭和四年三月二十日

大阪府會副議長 土井 順

學部卒業生總代答辭

茲に本日をして生等の爲めに本學學部第五回卒業證書授與の盛典を舉行せらるるに該り、多數の朝野貴紳先輩の來臨を辱ふし且つ學長並に來賓諸賢より懇篤なる訓辭と鄭重なる祝辭とを賜はる。之生等の深く光榮とする所なり。

回顧するに生等本學に入りてより數星霜其間學長始め諸先生、校友諸氏の不斷の訓諭と懇切なる指導薰陶とに依り生等淺學非才の器もて茲に本日の榮譽を擔ふ。生等の感謝措く能はざる所なり。

惟ふに方今文化の發達に伴ひて社會の組織漸く複雑に趣き世局の推移人心の變化得て測るべからざるものあり。この秋に當り生等本學を辭して實社會に入り新銳の意氣を以て將に大いに爲すあらんとす。然りと雖も生等資性不敏にして果して能く其の責務を完うすることを得べきか、一同顧みて疑

懼なきを得ず。唯本學教養の趣旨を體し精勵身を修め出でては社會の先達となり、入りては研鑽自修以て大成を期し本學の鴻恩に報ゆると共に私學の權威を發揚し以て本日の榮譽を空しくせざらんことを期す。聊か蕪辭を述べて謹んで答辭とす。

昭和四年三月二十日

關西大學學部卒業生總代

會我部軍治

專門部卒業生總代答辭

昭和聖代の四年春三月茲に生等の爲に盛大なる卒業證書授與式を舉げられ、而も朝野紳縉の賁臨を忝うし懇篤なる祝詞を賜はる

生等の光榮何を以てか之に加へむ。顧ふに生等が今日この榮譽を享有し得る所以のものは實に學長閣下訓陶の嚴正と教職員各位教導の懇切とに由らざるなく、亦光輝あり歴史ある學風の薰化と先輩諸賢の誘掖指導の賜にして生等の牢記して忘るる能はざる所その恩海に大なり。

生等各別の學藝を修め各別の業務に従ふと雖もこの鴻恩に酬ゆるただ昭和聖代の民たるに耻ぢざるの職分を盡すの一途あるのみ生等資性愚鈍徳寡く學未だ深からざれど、庶幾くば學長閣下の訓諭を遵守し、益人格の高揚に努めて我國民道徳を顯彰し、精を窮め用を擴め以て國家有用の士となり我關西大學の盛名を濟さざらむことを。

茲に不肖僭越を顧みず專門部卒業生一同に代り謹みて答辭を述べ。

昭和四年三月二十日

關西大學專門部卒業生總代

安川安太郎

關西甲種商業學校卒業生總代答辭

本日生等の爲め第十四回卒業證書授與の盛典を舉げられ、多數貴賓の御臨場を賜はり以て生等の卒業をして一層有意義なる門出たらしめ給ふ。誠に感激に堪へざる所なり惟ふに此の式典や生等一生涯追憶の的たる可きものにして、今日の一舉一動は皆是れ永久に忘る能はざる所なり。殊に賜はりたる御祝辭は言言悉く生等滿腔の悦びを培ひ御懇篤なる御訓諭は深く腦裏に刻みて實踐躬行し微細の點に至る迄一に其の意に背かざらんことを努む。

顧るに過去五箇年の間日々に仰ぎたる恩師の聲容も明日より遠ざかるの已むなきを思へば衷心轉た禁する能はざるものあれども今後我が實業界の發展に寄與し益母校の名聲を發揚し、以て恩師の萬一に報いんことを誓ひて此衷情を忍び勇往邁進せん事を期す。

昭和四年三月二十日

關西甲種商業學校卒業生總代

竹島吉雄

關西大學第二商業學校卒業生總代答辭

本日は私共卒業生のために斯くも盛大なる式典を舉行せられ、又多數來賓各位の御臨席を辱ふ致しました事は私等一同衷心より感謝致す所であります。

顧みますれば私共が包み切れぬ希望と決心の焰に燃えつつ此の學園の人となりましてから早くも三星霜、無事正規の課程を終へて榮ある本日を迎へる事の出来ましたのはこれ偏に諸先生の御指導御鞭撻の賜と感謝致す次第であります。

私共は温い諸先生の御訓育により實に社會に立つべき青年としての智識技能を習得し今や波風荒き實社會に第一歩を踏み出さんとして居ります。私共の前途には幾多未踏の山谷や怒濤渦巻く海洋があつて私共を惱ます事も幾度かありませう。然しかねがねの御教訓を守り刻苦勉勵致しますれば其度毎に少しづつ道は開かれ何時の日にかは曉雲未だ牙かならぬ人生の行路に一道の光明を見出し得る事と確信致します。

榮あらしめ以て諸先生の御鴻恩の萬一に報ひ度いと思ひます。

さうか今後共時に觸れ機に臨みて社會に於ける私共に不易の御教導を注いで下さいませう。不束ながら一同に代りまして一言御挨拶申し上げ諸先生の御幸福と母校の隆昌を祈り以て答辭と致します。

昭和四年三月二十日

關西大學第二商業學校卒業生總代

猪岡金治

尙卒業及修了者數並に成績優良その他の理由による受賞者左の通りである。

- 法文學部法律學科卒業者 六一名
- 經濟學部經濟學科卒業者 三三名
- 同 商業學科卒業者 六名
- 專門部法律學科卒業者 二一九名
- 同 經濟學科卒業者 七七名
- 同 商業學科卒業者 一〇〇名
- 同 文學科 五名
- 國漢文專攻科卒業者 一三名
- 英文專攻科卒業者 一三八名
- 關西甲種商業學校卒業者 一五八名
- 關西大學第二商業學校卒業者 一三五名
- 大學豫科修了者 受賞者氏名
- 學部卒業成績佳良に依る賞牌受領者
- 法文學部法律學科 會我部軍治
- 同 田原増吉
- 經濟學部經濟學科 若林一雄
- 同 川口友治
- 同 大塚正次
- 專門部卒業成績優良に依る賞牌受領者





任本大學助教豫學部勤務ヲ命ス

片山 正直

任本大學助教豫學部勤務ヲ命ス(各通)

馬場 三次郎

加藤 金次郎  
河村 宣介  
大坪 一  
矢口 孝次郎  
平井 淳一郎

任本大學助教豫學部勤務ヲ命ス(各通)

教員 囑任

今回左記諸氏を新に本學教員に囑任した。

學部講師

東洋倫理 文學博士 高瀬武次郎

認識論 文學博士 天野貞祐

英語學 文學士 細江逸記

言語學及ラテン語 文學士 泉井久之助

英文學 瀧川規一

經濟史 沖中恒幸

簿記 須藤文吉

國際公法マスター・オブ・アーツ 河原政勝

大學豫科講師

自然科學 理學博士 吉田貞雄

地理 文學士 岡本重彦

英語 文學士 山田松太郎

國語 文學士 飯田正一

專門部講師

英語 文學士 内多精一

英語及英文法 文學士 山田松太郎

國語及國文法 文學士 飯田正一

銀行簿記、商業簿記、商業通論 須藤文吉

刑法各論 法學士 山田卯三郎

國際公法マスター・オブ・アーツ 河原政勝

尚左記諸氏に新に頭書學科目の擔任を委囑した。

漢文學 講師 石濱純太郎

英文學 教授 内多精一

英文學 助教授 所 勇

大陸文學及佛語 助教授 大坪 一

宗教學 助教授 片山 正直

論理學 教授 武内省三

文明史 助教授 矢口孝次郎

佛教學 教授 三枝樹正道

日本思想史 教授 新町徳之

西洋美術史 講師 菅 守常

心理特殊問題及政治史 教授 大山彦一

英法 講師 田中保太郎

行政法 教授 中谷敬壽

大學豫科 教授 村上喜貞

英語 教授 村上喜貞

專門部 教授 本莊鐵次郎

民法總則 教授 大山彦一

獨逸語 助教授 片山 正直

倫理學 講師 小川忠藏

英作文 教授 賀屋俊雄

商業英語 講師 田中 博

商業地理 講師 向 軍治

英語史及英會話 講師 野村次夫

商法 教授 野村次夫

教員 辭任

今回左記講師は辭任せられた。

大立目 重虎

野村 讓嚴

腰 高 貞雄

菅野和太郎

廣瀬 淨慧

中口 卯吉

上野 慎吉

講師千賀鶴太郎博士の訃

本學講師法學博士千賀鶴太郎氏は去月十九日腦溢血にて逝去せられた。享年七十三、氏は明治十七年ドイツへ留學、在獨十六ヶ年、明治三十三年京都帝大の創立に際し歸朝して同學教授となり、同時に本學講師として國際公法を擔任、爾來今日まで本學のため盡されしことに實に多大なものがあつた。葬儀は二十五日午後二時より建仁寺に於いて佛式により營まれ本學よりは増山、喜多村兩專務理事、田川庶務主任、野村、河村、中谷各教授、講師これに列し、増山專務理事本學を代表して弔辭を述べ哀悼の意を表した。

附屬第二商業學校彙報

入學考査施行——三月二十四日午前九時より入學考査(人物、體格、算、作筆答)を行ひ入學志願者約五百名中より約二百名を選抜し入學を許可した。  
始業式並に入學式舉行——四月六日午後五時より本校講堂に於て舉行、内多校長より前年度成績優秀者並に皆精勤者に賞狀を授與し、次

一場の訓示を興へるところあり式後各教室にて必要なる注意を興へた。  
教員囑任——左記の諸氏を新學年度より本校教諭に囑任した。

修身 高見三郎

商算 渡部正直

地理 山口 清

英語 經濟學士 山口辰雄

物理 山内桂三

國語、作文 安川安太郎

体操 高橋梅次

修身 文學士 内多精一

新學期授業開始——四月八日午後五時より新學期を始業し、各學年共授業を開始した。

千里山學報維持費受領報告

金五圓也	大三專法	岡本榮吉氏
金貳圓也	昭三專商	久松鹿治氏
金貳圓也	昭二專商	守谷賢治氏
金貳圓也	昭一〇專法	中西貞次郎氏
金貳圓也	昭二專法	淺香新太郎氏
金貳圓也	昭二專法	山本保造氏
金貳圓也	昭三專法	淺野樹雄氏
金貳圓也	昭四四專法	瀧田俊介氏
金貳圓也	昭三一專法	山本小一郎氏
金貳圓也	昭三三專法	大竹房太郎氏
金貳圓也	昭三三專法	會峨根令氏
金五圓也	昭三專法	中川八百八氏
金五圓也	昭一〇專商	小林一二氏
金五圓也	評議員	手塚太郎氏
金貳圓也	昭三專經	米田數雄氏

# 山岡記念文庫の設立に就いて

拜啓愈御清穆に渡らせられ何よりも喜ばしく存じます。儲昨年十一月山岡順太郎氏が長逝せられたことは私共の痛惜に堪へぬところで、今更ながら其高德を追慕いたして居るのであります。殊に生前同氏が實業界並に教育界に盡瘁された功績は周知のことと存じます。就中關西大學總理事として永年其發展のため努力せられた功績に至つては洵に没すべからざるものが御座います。就いては今回故人の功德を永久に記念するため、同志相謀つて左の事業を遂行いたしたいと存じます。

何卒微衷を諒とせられ該事業に御賛同御高援を賜はりたく切に御懇願申上げる次第で御座います。

敬 具

## 山岡記念文庫設立發起人一同

記

- 一、山岡記念文庫を設け關西大學に寄贈し同學圖書館内に保存すること
- 一、右に要する資金は之を大方各位の寄附に仰ぐこと、但し醸金方法は便宜上一口を金拾圓と定め一口以上の御申込を受くること、右の外有益なる書籍の御寄附あるときは之を收受すること
- 一、醸金の處理、書籍の購入其他山岡記念文庫に關する一切の事項は發起人中關西大學役員に御一任願ふこと
- 一、事業の經過は關西大學發行千里山學報誌上に於て御報告申上ぐべきこと

### 山岡記念文庫寄附申込者芳名

(申込順)

口數	氏名	口數	氏名
二〇	安宅 彌吉	一	谷道 清助
一〇	中山 太一	一	岸 國次郎
二	中谷 敬壽	一	香坂 次郎
一	稻畑 勝太郎	一	高橋 爲一郎
一	相島 勘次郎	一〇	八田 兵次郎
一	草鹿 丁卯次郎	一	木村 七平
一	原田 鹿太郎	一	矢野 慶太郎
一	小川 平吉	一	古田 吉五郎
一	境田 賢吉	一	梅林 福松
一	福中 佐太郎	一	後藤 武夫
一	田附 政次郎	一	山口 覺二
一	中島 政藏	一	志野 覺治郎
一	小倉 重太郎	一	加輪 上勢七
一	野島 藤次郎	一	高倉 作太郎
一	難波 昇二	一	萩野 元太郎
一	歌橋 千秋	一	野口 十藏
一	井上 虎治	一	齊藤 恒三
一	安田 安太	一	大同 和藏
一	高野 吉太郎	一	長谷川 銕五郎
一	森山 房次郎	一	橋 尙藏
一	森 鶴彦	一	富田 仲次郎
一	村田 豊	一	水谷 揆一
一	米田 喜次郎	一	小倉 正恒
一	橋本 靜人	一	上野 精一
一	竹居 龍助	一	内田 茂
一	久保田 權四郎	一	田川 七郎
一	永井 專三	一	

第二回小計——一七八口  
計——三三六口

# 校友彙報

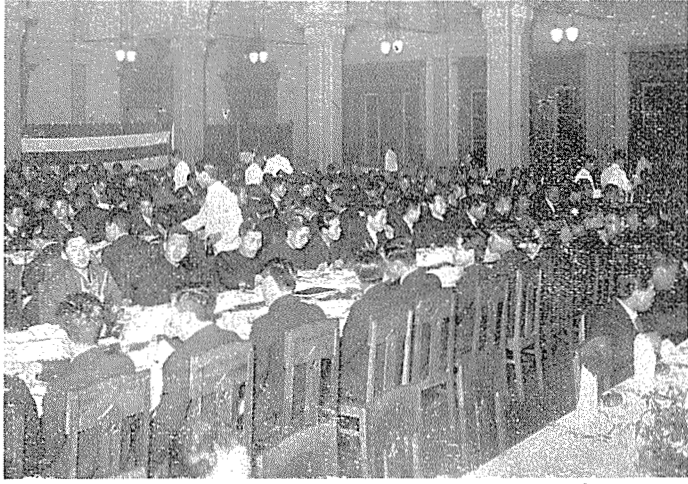
## 校友會春季大會

三月二十日本學部第五回專門部第四十一回卒業式終了後、午後五時より新卒業校友歓迎の意を兼ねて本學校友會春季大會を市内中之島中央公會堂階上大ホールに於て開催した。出席者は仁保學長、増山事務理事を始め、各理事、本學教職員、新舊校友約二百名、初め手品その他の餘興に打興じ開宴を待った。時に内藤本學監事の挨拶あり、次いで本學學長仁保博士は立つて、新校友入會を祝し、本學校友會全員數五千名を越ゆる盛況なるにも不拘事業として見るべきもの多からざりしを慨き大學の使命を全からしむる爲、層一層校友會の責務の重きを加ふる點を自覺されたき旨を希望し、終りに本年度校友會常議員改選に際し之が指名を校友會長たる仁保學長に一任されたしと計り満場一致で之が賛同あり、次いで一同卓に就き宴に移つた。一同十分の歡を盡しデザート、コースに入りて學長は立つて次の如く本年度新常議員を指名し決定を見た當日決定した新常議員は左の通りである。

- 内藤 正剛(明三七法) 野村 次夫(教 授)
- 高村久之助(明三九法) 平尾縫太郎(推)
- 村尾 靜明(明三七法) 小角太一郎(昭三大法)
- 山崎 敬義(大六法) 宇佐見正祐(大四法)
- 木村 森藏(明四一法) 安川安太郎(昭四專文)
- 村田 五一(昭三專法) 箕田 正一(講 師)
- 和田 千二(講 師) 本位田勝三(大六法)
- 山野 巖(大八法) 河村 宣介(大〇商)
- 山口房五郎(推) 古川 武(大二商)

## 原田鹿太郎(明四三法) 曾我部軍治(昭四大法) 九大千里山會卒業生送別會開催

今回喜多、川上の兩君には螢雪の功空しからず、本會として最初の卒業生たるの榮譽を擔はれて校門を辭するに際し、兩君の成功と健康とを祈る爲めに、且つは在學中種々と御配



校友會春季大會

感に預つた御禮をかねて、聊か送別の誠意を捧げるべく、三月十六日西中洲カフエー、ブラジルにて送別會を開催した。當夜は曾て母校にて親しく教壇に立たれし森耕二郎先生には御繁忙の折柄にも不拘、特に御臨席下さつたことは一同感謝に堪えない次第である。宴半にして、吉田君、在校生を代表して送別の挨拶を述べられたるに對し、卒業生を代表し

て川上君の答辭あり、最後に、森先生の御懇篤なる言葉があつた。後一同兩君の爲乾杯し記念撮影をなし、それより森先生を始め一同博多の觀樂境の散歩をなし、時移つて夜半に及ぶ頃解散した。尙當夜の出席者左記の通りである。(順序不同)

## 校友動靜

森助教授、喜多憲輔、川上敬逸、吉田奎文、西村治一、八田 薫、林 岩夫、柿原 拓

長谷川天地氏(大六法) 事務所を南區北桃谷町一六に移轉された。

橋利雄氏(昭三專文) 校友會臺灣支部設立運動のため、先月中旬より約二週間の豫定で、臺灣在住校友訪問の旅に上られたる由。尙同氏は某氏の媒酌にて本月三日磯山波津子嬢と華燭の典を挙げられた、波津子嬢は臺北第一高女出身の才媛である。

大岐榮氏(大九法) 合名會社大阪橋本組庶務課長に就任。

北岡醇平氏(大二〇商) 今般朝鮮鐵道株式會社 咸興出張所より古茂山出張所に轉勤。

高橋實氏(大二五專經) 三井銀行大阪支店より上海支店に轉任された。

片山昇氏(大二四專法) 今般日本燐寸工業組合を辭し朝日燐寸株式會社に入社された。

水野義恕氏(推) 愛媛縣松山地方裁判所判事より同縣宇島和區裁判所監督判事に榮轉。

加藤弘一氏(昭二專經) 今般不動銀行に入社し四日市支店勤務のこととなつた。

川畑半三郎氏(昭二專法) 目下大阪府會計課に

勤務の由。

大野一雄氏(大七法) 高松地方裁判所判事より大阪地方裁判所判事に轉補せられた。現住所は西宮市神樂町四一

## 校友住所移動

- 原田 正男(昭三專文) 東成區中本町五二〇
- 野村宗次(昭二專法) 西淀川區海老江上四丁目一
- 米谷 一郎(大二四專經) 港區東田中町五丁目九六
- 北村 兼子(大二五專法) 北區中之島宗是町四四
- 室山宇太郎(大四商) 大連市山縣通八七
- 福部 章(昭三大法) 東京府荏原郡矢口町字小林
- 坂井宗十郎(大二五專法) 二五三中村倉吉方
- 中河内郡布施町大字東足代 六五五ノ二
- 淺野 繁雄(大二五專經) 中河内郡枚岡村額田二一九
- 桑原 勇夫(昭二專經) 山口縣佐波郡入坂村
- 玉置轉留男(大二三專) 兵庫縣武庫郡本山村田中 五反田
- 森川雄二郎(昭二專商) 北區堂島中一丁目一六上垣ノエ方
- 大泉 三郎(大二五大法) 港區桂町三丁目一七
- 大野 矩雄(昭二大法) 西成區東萩町四八奈長長治郎方
- 出石 熊藏(昭二專法) 北河内郡牧方町岡新町小笠原寬方
- 根來 覺雄(大二五大法) 神戸市東山町三丁目四五
- 戸次 篤(大八法) 釜山府鳳一町釜山鎮埋築會社
- 眞鍋 貞己(大二五專法) 港區尻無川北通二丁目三三
- 高橋 實(大二五專經) 支那上海九江路第四號三井銀行上海支店
- 米田 數雄(昭三專經) 港區九條通三丁目五七三
- 加藤 弘一(昭二專經) 三重縣四日市市濱町一一二
- 杉浦 敏雄(大二四專經) 天野伊三郎方
- 此花區玉川町二丁目四〇



村田 致昌(一四專修) 姫路市光源寺四九  
宮島 晃夫(一四專修) 京都府中郡周根村島谷民駒

川添 正民(一四專修) 東成區林寺町一〇五

校友改姓名

大一五專法 眞鍋 貞己 田頭 貞己

本年度卒業新校友住所録

法文學 法律學科

泉 清 中河内郡布施町東足代一四三  
岩男 泰雄 東淀川區國次町三二三宮本榮次郎

出原 保正 泉北郡岸和田市北町九七  
岩長 仁藏 豊能郡池田建石町池田弘純方

稻本 英一 此花區上福島北一丁目二七  
服部 實 三島郡吹田町松ヶ鼻一、一五

萩原 清治 中河内郡布施町字永和三六五  
林 信次 三島郡吹田町濱田二七三一中谷方

西田 永松 北區東梅田町四二  
西村 壽隆 此花區吉野町一丁目一八中野醫院

本田 末一 港區八幡屋大通三丁目一〇三  
富田 正夫 北區繩上町六一

尾崎 米一 愛媛縣宇摩郡三島町  
押嶋 寅雄 尼崎市大物村七六屋敷

小野田正孝 岡山縣上道郡富山村大字海吉一七  
七九

加藤 外次 福井市外木田地方加藤喜十郎方  
桂 昌 俊 港區五條通二丁目二五

金澤 佳郎 此花區今開町二丁目岩井忠勝方  
川喜田寛一郎 西區江戸堀北通三丁目二二

河本 尙 西區土佐堀通一丁目二三黒田方  
田原 増吉 東成區大今里町平六〇八

田中 重一 泉南郡熊取村字野田一四七八  
武内 元義 此花區四貫島梅香町二〇

高岡 武夫 兵庫縣川邊郡小田村棍ヶ島六一

曾我部軍治 東淀川區國次町二七五ノ八中田方  
辻井 重治 中河内郡北高安村字神立四六四

長岡 盛人 此花區上福島南二丁目六五辰村方  
中尾 定隆 兵庫縣武庫郡精道村打出字下川原

中野 昇一 南河内郡道明寺村大字道明寺二九  
上田嘉太一郎 三島郡千里村佐非寺千里山住宅甲

野口 茂樹 兵庫縣川邊郡小田村棍ヶ島  
葛原 三三 上前島能勢方

山崎 正藏 西成區粉濱東ノ町四丁目三  
尼崎市別所村二七六番地ノ

山野善之進 和歌山縣那賀郡西貴志村字  
岸宮五九七

山田清太郎 南區日本橋筋一丁目一五  
増田 博 北區善源寺町五丁目四〇前

前田 虎治 兵庫縣武庫郡大社村中字前  
田ノ口四〇四

馬淵 弘 京都市岡崎西福ノ川一三  
前田 仁郎 東區十二軒町一三

的場 市郎 此花區上福島南二丁目六五  
辰村方

松田 利衛 住吉區天王寺町六五〇ノ一  
増田勝左衛門 此花區上福島中一丁目一五

二星 八郎 北區北扇町三區四八佐藤辰  
夫方

福永作十郎 東淀川區國次町二七五ノ八  
中田方

藤田日出夫 兵庫縣有馬郡道場村道場四五  
小林 仙一 東區南農人町二丁目一九

淺田 義雄 南河内郡藤井寺町字津屋  
天川 龍男 兵庫縣武庫郡鳴尾村甲子園月見ノ

青木 敬直 高知縣土佐郡秦村秦泉寺西谷

朝川 吉松 天王寺區西高津中寺町官甲七  
酒井 正種 三島郡吹田町濱田町淺田アツ方

齋藤 駿一 三島郡吹田町濱之堂表興藏方  
佐藤 辰夫 北區北扇町三區四八號

澤田捨次郎 此花區江成町一五  
北川格彌太 東成區天王寺町阿部野一三四ノ二

北原 元茂 有光豊馬方  
北區會根崎上三丁目三六



影撮念記別送生業卒會山里千大九

伊藤 瀧一 港區九條通二丁目六四三  
花井 直一 三島郡吹田町砂子二九三二

春元 信夫 東區粉川町二七  
西村 勝 北河内郡南鄉村字新田

織田 正一 西區西道頓堀通五丁目五ノ一  
大塚 正次 港區九條北通一丁目三

岡島 文雄 北區中ノ島四丁目四一  
奥田榮太郎 此花區西野田下ノ町一

岡島 喜一 南區安堂寺橋通四丁目三五  
若林 一雄 豊能郡豊中町若松通三丁目四四七

川口 友次 北區黒崎町八六瓢林方  
加來大之助 東淀川區國次町三二三宮本方

吉松須賀男 兵庫縣武庫郡西灘村岩屋五三一二  
高橋 勇 西成區玉出本通一丁目一〇

中井三之助 三島郡吹田町西ノ庄二五八三木村  
友一方

野田 又三 西成區粉濱本町四丁目五七  
山口 辰夫 港區東田中町五丁目九五ノ二

馬殿 榮治 兵庫縣武庫郡真元村伊子志字西田  
四五三

丸野 仁 港區泉尾中通三丁目四四  
近藤 宣正 住吉區住吉町三一四

榎本八治郎 西淀川區海老江上二丁目卷野方  
寺田貞一郎 住吉區阿部野町三一五

朝日 勘一 東區本町四丁目三二  
綾邊 研三 東區伏見町五丁目二八杉本方

齋藤 湊 住吉區阿部野町一二三  
北地 義一 神戸市御幸通二丁目一六番邸

溝口 主雄 東淀川區十三西ノ町九六ノ一加藤  
方

三井 操一 西成區千本通三丁目二七  
平井 美水 堺市向陽町七七

森田 忠勇 西區春日出町三一九  
鈴木 直己 東淀川區十三南之町七四八

住吉谷三男 福岡縣企救郡企枝町下城町五六森  
本方

經濟學部經濟學科  
泉谷 興一 堺市熊野町東五丁一〇

經濟學部商業學科

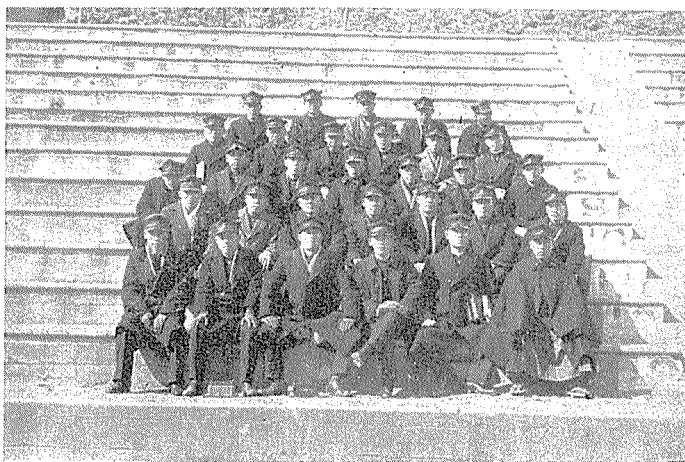
平岩 新一 奈良縣添上郡月瀬村大字石打  
 淺見 敏郎 東區釣鐘町二丁目三九  
 手塚正太郎 西區北堀江通六丁目七  
 中村 光楠 三島郡千里山住宅二二〇號大塚方  
 中津 政雄 此花區草開町五五  
 川邊茂之進 豐能郡池田町二五六三  
 專門部法律學科

井村 虎夫 住吉區阿部野町七二  
 市川 武雄 港區入舟町一丁目一〇  
 生島 秀次 東淀川區下新庄町甲一九  
 井上 軒 北區老松町二丁目二八  
 板野 章夫 三島郡茨木町南中之町一七一七  
 伊丹 啓次 豐能郡小曾根村大字小曾根一二三  
 井上 靜止 三島郡吹田町西與町演龜吉方  
 今瀧 忠重 兵庫縣川邊郡小田村金樂寺字西福寺一五  
 勇雲 雄 中河內郡布施町大字太平寺二〇  
 伊吹 順隆 西宮市分銅町二一  
 岩城 繁隆 北區若松町五ノ一秋月鐵三郎方  
 糸野淺一郎 西淀川區佃町四七八  
 池內 幸治 兵庫縣明石市鷹匠町  
 橋本和三郎 泉北郡東陶器村大字北番外一〇  
 花田 一三 神戸市入江通七丁目一五一伊藤方  
 萩原 林 岡山縣上道郡三幡村江並一六  
 仁科 豐喜 東區博勞町二丁目第一徵兵保險大  
 阪支店內  
 西山倉之助 北區北扇町七八ノ六  
 西川禎治郎 泉北郡信太村大字尾井一八  
 西川 毅夫 神戸市會下山町一丁目四四  
 細野 兼 東淀川區今里町二五七  
 堀源 一 北區老松町二丁目三七乾法律事務  
 所方  
 外江金太郎 東淀川區木川町二六  
 藤當 光雄 此花區西九條上通二丁目二七  
 富澤信五郎 北區北扇町五六文化寮

鳥居 録郎 北區中野町二丁目五一板本恒松方  
 鳥越 圭志 兵庫縣武庫郡西灘村上野益木亮  
 土井五六七 泉南郡南掃字村大字西之内三六  
 德丸 晃 神戸市菊水町九丁目一三〇  
 德野 捨三 北河內郡諸堤村字德庵  
 趙根 植 府下飯急沿線登ヶ池  
 沖 正一郎 浪速區櫻川四丁目一四〇四  
 尾原 諱 岡山縣御津郡牧山村大字下牧一四  
 六八  
 奧本源太郎 東成區生野國分町四三二  
 大谷 榮 東淀川區國次町二六四  
 大橋 政一 北區老松町一丁目一七與田忠司方  
 太田 玄 北區黑崎町入六石田方  
 奧野吉之丞 泉北郡上條村大字千原二二〇  
 岡本勝三郎 中河內郡高井田村新喜多二〇九  
 尾崎 華 大阪市役所社會部保護課  
 大林 民三 西淀川區傳法町南二丁目八四  
 岡田 吉春 港區田中元町二丁目一四三  
 大谷 進 尼崎市東灘波字橫枕六二八ノ一  
 小田 繁友 北區白屋町二七  
 大谷 治延 東淀川區豐崎町四丁目大阪鐵道局  
 寄宿寮  
 落合 幸作 此花區上福島北二丁目五五  
 大塚 諸人 神戸市川崎町一八三橋福太方  
 岡田 清作 西成區柳通一丁目四七  
 大眉五一郎 北區東野田町三丁目四五  
 岡本 進 兵庫縣武庫郡本庄村青木五五八  
 渡邊芳太郎 東淀川區中津本通三丁目六七阿波  
 方

和氣 幹雄 中河內郡龍華町字植松入尾驛南  
 和田喜久繁 高知縣安藝郡赤野村乙五〇〇  
 渡邊 正知 北區會根崎上四丁目二四  
 瓦木 眞市 東淀川區木庄中通三丁目二  
 金子壯太郎 西區阿波座上通三丁目二〇  
 片岡 觀亮 岡山縣赤磐郡高陽村大字正崎

金子 四郎 兵庫縣武庫郡今津町浦瓦九  
 川端 政雄 住吉區住吉町七八一安田銀行寮內  
 河村庄太郎 尼崎市大物村二二三  
 川島 一尾 西淀川區姬島町五六五  
 金谷 淺次 南區內安堂寺町通一丁目五〇村上  
 彌助方  
 蔭山 茂樹 西淀川區姬島町四八〇  
 川北 武助 南堀江下通二丁目三二



本學部經濟學科畢業生

橫井繁二郎 港區三軒家濱通四ノ六  
 竹中 義三 北區大老松町一丁目一七竹田方  
 谷岡 拓磨 中河內郡大戶村石切  
 高橋信三郎 南區順慶町一丁目四五  
 竹田 武雄 大阪步兵八聯隊一中隊四班  
 高松 政市 兵庫縣川邊郡小田村字棍ヶ島五五  
 竹內 寅雄 北區金野町一丁目二七木村方  
 高垣 喜一 和歌山市三番町五中村方  
 田代三千雄 北區堂島上一丁目二七祐野貫三方  
 橋 孝 兵庫縣武庫郡鳴尾村鳴尾字寺ノ後  
 四四ノ一  
 高木 三郎 東區今橋三丁目鴻池ビルディング  
 內森履方  
 高田 穂積 東淀川區十三南ノ町七〇九  
 田淵 勤 大阪府玉造警察署內  
 瀧本 武夫 京都市外深草町字相深二〇  
 田邊 平次 西區土佐堀通三丁目九秋山法律事  
 務所方  
 田邊 平馬 西淀川區大和田町六六九北中方  
 竹下 百馬 西區江戶堀南通三丁目一松法律事  
 務所方

伊達明治郎 神戸市東須磨鷹取工場計算科  
 田中 龜三 北區芝田町七〇中本藤一方  
 田中 増造 西成區三日路町三〇  
 多田 政吉 東區今橋三丁目三十四銀行東寮  
 大長茂三郎 三島郡吹田町旭町二丁目一〇〇九  
 葛田 博史 住吉區天王寺町一〇七七  
 都築 春行 兵庫縣武庫郡御影町濱西川村方  
 簡井 國義 此花區春日出町中四丁目七  
 簡井 一馬 中河內郡久寶寺村大字久寶寺二六  
 一六  
 釣仁 八 西區江戶堀北通三丁目二〇  
 中井 義夫 此花區上福島北二丁目一九  
 中津藤次郎 西宮市津田三五二六  
 長江 陸明 西淀川區大和田町四八八番地ノ一  
 中西 貞治 神戸市旭通二丁目八一

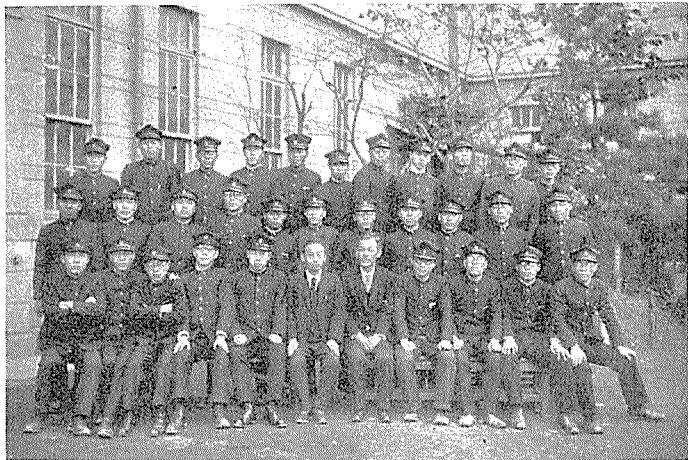
中尾 稔  
南河內郡富田林町女學校前中尾方  
兵庫縣武庫郡今津町高潮四八巴忠  
永富貞次郎

作方

中川 洋一  
京都市堺町通四條下ル小石町  
仲 重太郎  
住吉區天王寺町一五二  
那須 連  
此花區上福島北二丁目六木原方  
名越 日月  
東區農人橋一丁目二二明田文七方  
永原 理平  
港區桂町二丁目二  
村井 弘次  
東區今橋五丁目二六  
村田 政吉  
東區釣鐘町一丁目一八  
上田 義一  
北區空心町一丁目四二  
上田 清一  
堺市田出井町官舎甲一一號  
內海 健男  
此花區上福島北二丁目四一吉田方  
氏林 嘉一  
東淀川區國次町三六五  
納庄清之進  
北海道釧路市浦見町五  
野町 信利  
高知縣安藝郡穴内村甲一〇六七  
野山 寛  
北區梅田町鐵道官舎八ノ三  
野間 要  
東區區森町一三八  
熊谷 正一  
港區千島町六六林組事務所  
倉田 文郎  
西淀川區浦江町北二丁目一八七  
草信 安雄  
東淀川區豐崎町四丁目東通ノ  
桑山 謙次  
南河內郡藤井寺町大字津堂三〇  
熊谷 常壽  
此花區龜甲町一丁目五四長谷川方  
熊澤 幸治  
豐能郡豐中町新免四八〇山口銀行  
寄宿舎

山本 又信  
神戸市楠町六丁目六九  
柳ヶ瀬三一  
西宮市西濱二二一六  
山田 憲太郎  
北區小深町三五鹽野方  
山根 寛藏  
西成區玉出本通二ノ一九  
矢崎 仲藏  
堺市大町西四丁一五  
矢野 榮  
此花區玉川町一丁目四一  
山影 耕作  
北區北扇町五六  
安喜 正雄  
東成區猪飼野町五五九  
山本武次郎  
東成區東小橋町一八番地ノ二  
八木秀太郎  
東成區越中町八八一  
松田 賢三  
兵庫縣武庫郡本山村字中野

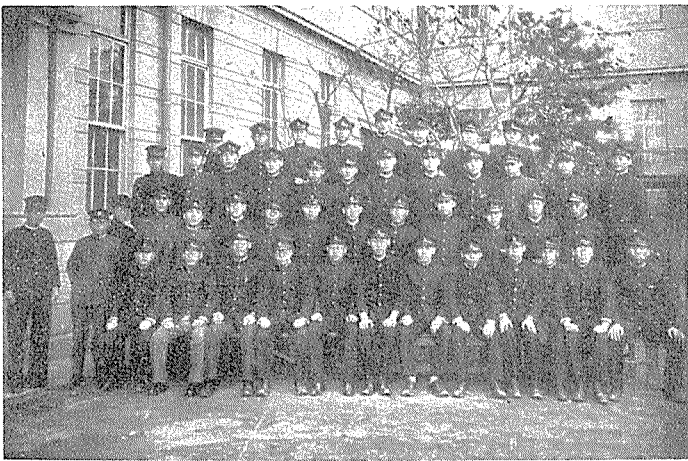
松村 勘次  
此花區上福島北三丁目一ノ二  
松浪 謙  
大分縣宇佐郡長洲町大字長洲三  
松村音次郎  
此花區上福島北一丁目二二和田方  
増田 清作  
西成區東四條三丁目五五  
松葉 政芳  
尼崎市別所村四〇  
前田 繁介  
港區九條南通二丁目一七四ノ二森  
喜三郎方  
榎 有治  
廣島縣御調郡立花村三五  
松本 實  
住吉區濱口町一〇一藤田大三郎方  
丸山善三造  
北區曾根崎上三丁目四日高方  
前田 豐治  
兵庫縣川邊郡小田村潮江字乾江六  
松村 真造  
西淀川區南浦江町北一丁目三五  
松浦雅之助  
南區北炭屋町一〇山岡寅之助方



此 業 卒 科 學 濟 經 部 門 專 門 年 本

福田 禎二  
豐能郡豐中町山ノ上鴻池寮内  
藤井德兵衛  
兵庫縣武庫郡住吉村古寺五三七

福中定三郎  
住吉區平野三丁目二丁目四  
古橋 豐彦  
港區新池田町一丁目二九八ノ一八  
峰浦方  
二神半三郎  
兵庫縣川邊郡小田村潮江字前田云



此 業 卒 科 學 業 商 部 門 專 門 年 本

藤井 正春  
港區入幡屋大通二丁目二二大西方  
小林 一男  
此花區春日出町三一九ノ三  
小宮官之助  
豐能郡中豐島村大字曾根三四一ノ  
後藤 達夫  
北區道本町二一  
小林間喜夫  
西宮市馬場町五七京谷ヨシエ方  
出射 明  
北區岩井町二丁目一一  
東 亮一  
西淀川區浦江上二丁目八八後藤方  
哇地 哲郎  
兵庫縣武庫郡西灘村森五五ノ一出  
水方  
響場與惣市  
住吉區杭全町六〇三  
安藤 義夫  
西淀川區大和田町七一八

秋田 明夫  
浪速區東丹手町大阪鐵道局湊町運  
輸事務所  
赤松德治郎  
大阪鐵道局經理課調查掛  
淺田 源三  
三島郡春日村大字上野一四三  
赤川 正吉  
南區久左衛門町二三  
秋吉 敏郎  
東京市外中野町谷戸二四二四丹羽  
珠美方  
荒井 旭治  
北區金屋町一丁目三八  
秋濱榮太郎  
港區大正通八丁目二三  
安達 眞三  
南區鹽町一丁目一九  
青木 太郎  
中河內郡龍華町植松三五  
青野 利平  
住吉區天王寺町二四八三ノ二  
三宮 吋馬  
西成區今池町三〇細木大方  
佐久間 清  
豐能郡豐中町住友銀行致遠寮  
澤野松太郎  
東淀川區中津本通二丁目五  
阪井 貞二  
天王寺區石ヶ辻町一二六  
佐伯 正夫  
住吉區天王寺町三二八栗原方  
齋藤 廉平  
北區堂島濱通三丁目一八中村眉山  
方

金 正煥  
朝鮮平安南道江西郡江西面靜和里  
岸田 久馬  
岸和田市宮本町四七〇  
喜田 勝見  
天王寺區國分町二七  
木下四十吉  
西區江戶堀上通一丁目五  
岸井 八東  
北區北扇町三區四二田村久義方  
北井 繁雄  
住吉區北田邊町九七六  
吉川 植  
西宮市西波戸一三七五ノ一  
木山 益雄  
兵庫縣青屋相信寮  
岸本 芳夫  
住吉區南田邊町四〇五  
北林甚太郎  
中河內郡高井田村字森河內四七〇  
桐井禎三郎  
北區空心町二丁目九〇  
北山 勝造  
北河內郡庭窪村字藤田  
御園生孫一  
北區絹笠町一二  
宮本四四郎  
兵庫縣川邊郡小田村大阪合同紡織  
神崎支店男子部寄宿舎  
三輪 丈一  
北區南森町四一  
三谷 豐  
南區北桃谷町五六

<p>滿田 三郎 宮脇 壽郎 宮 剛三 三宅滿太郎 三宅省造 四反田有六 鹽崎 理夫 篠永 三郎 下山 猛 辛 玉成 潮海 嘉之 重岡 恒藏 新谷 素房 平田 光雄 廣瀬 竹治 廣田 武男 平井嘉三郎 平井 和夫 森田 兼芳 元木 信實 森 一雄 森本廣太郎</p>	<p>北區堂島中一丁目一四 東區東阪町四六六木田方 北區中島二丁目六一石黒行平方 南區北桃谷町六〇 兵庫縣武庫郡西灘村字味泥一四四 此花區大野町二丁目一〇 東淀川區三國本町西岡シイ方 天王寺區上本町八丁目二二 神戸市橋通一丁目八池田方 此花區上福島北二ノ一鈴木フシ方 東區北濱二丁目九三喜多村方 天王寺區松ヶ鼻町五三 豐能郡豐中町住友銀行致遠寮 西淀川區海老江町下二丁目二二池田精太郎方 豐能郡北豐島村大字甲田一一一二 北區東野田町九丁目四一 此花區上福島北四丁目六八中西方 京都府綴喜郡八幡町字清水一四 西淀川區野里町一〇五五 東成區大今里町六〇九 東區谷町二丁目森秀一方 西淀川區浦江町北二丁目一九八橋本方 南區日本橋筋四丁目七五 此花區上福島北一丁目一一〇松永方</p>	<p>倉橋 義一 山本 政雄 矢野義一郎 山本 正雄 八木 末治 山田 磨 山田清太郎 山田 久次 山下 勝利 松田 儀郎 松本昇太郎 福田 信一 福居 幸利 藤村 丈夫 小林 秀吉 榎本 鶴雄 足立 京二 赤尾六三郎 相木 虎雄 佐々木 昇 阪倉 久治 堺 義雄 佐藤 清記 佐々木洋土男 澤田 正 阪上善三郎 及川 武夫 木内 正美 廻 敏一 溝淵梅太郎 瀧川 信藏 安田 豐 島崎 武</p>	<p>西區土佐堀三丁目二八 西淀川區海老江町上三丁目八〇 此花區春日出町中四丁目五 北區堂島船大町五二安田銀行支店內 堺市三國ヶ丘三六七 港區天保町五六 北區曾根崎上一丁目七〇 京都府宇治郡磯崎村大字磯崎小字西大路七六 北河內郡三郷村東橋波九一九 港區市岡町市場通二丁目五松田方 東成區大今里町四一五 尼崎市大洲村西向島四七五 東淀川區十三西ノ町新町二丁目一〇四 三島郡千里村片山二四〇 天王寺區堂ヶ芝町六一 港區小林町一一一 住吉區天王寺町二二二 住吉區天王寺町一〇六一 德島市西新町五丁目岡島吳服店方 住吉區天王寺町二一三五 南河內郡西浦村 此花區大野町二丁目一三〇 港區大正通五丁目三七 北區曾根崎上二五七 中河內郡榎根村大字稻田一五八三 豐能郡箕面村字瀬川四五 西區南堀江通四丁目八 東區小橋元町一一八ノ四富永方 尼崎市西見立新田四九二 港區抱月町一丁目 住吉區平野濱町二丁目一三 奈良縣磯城郡田原本町根太口 西淀川區大仁木町一丁目三四三好方</p>	<p>森 元次郎 關田 岩喜 關谷郡治郎 鈴木 重男 角南 定治</p>	<p>井關 環 池内 貫一 林 秀清 濱田 東一 濱田幸三郎 原田 正男 本多 知之 本田 藎一 細木美代林 土井田正人 岡田軍之輔 小野 眞一 太田 康雄 岡崎 義雄 金築 義久 金田 桂 片山 金男 加藤 義一 河瀬梅太郎 吉田玉太郎 田村 只相 民野 猛 武井 次郎 高橋 次郎 多田 隆久 伊達 藤吉 操野 藤吉 内藤 一郎 中島 隆次 南部 一朗 中川新三郎 上田 末松 氏原 源一 浦田 日郎 内海 敏亮 公文一</p>	<p>樋口 保次 平井 幸雄 廣江松之助 百元 龍雄 西宮市東町三丁目九七 港區音羽町三丁目九藤井壽雄方 南區大寶寺町東三丁一六 神戸市兵庫塚本通七丁目四五ノ七</p>	<p>住吉區天王寺町二二一澤田方 東成區野江町三丁目七〇 此花區下福島一丁目一四梶木方 此花區春日出下二丁目二 北區澤上江町一丁目六九上東方 中河內郡布施町東足代六五五ノ四 堺市福助足袋株式會社計理課 住吉區天王寺町二二五七 三島郡千里村天道一九 大分縣宇佐郡豐川村大字大塚 兵庫縣川邊郡小田村長洲二五ノ二 港區千島町四一橋本善平方 天王寺區茶臼山町七 山口市都濃郡德山町三番丁 西淀川區加島町一八六 東區八丁中寺町二七龍淵寺方 神戸市夢野町三丁目一四ノ二四 高知義平方 三島郡千里村片山三四 住吉區阿部野町七七 港區東田中町八丁目三六 兵庫縣川邊郡園田村上阪部九八 東成區區林寺町一二九 住吉區住吉町七八一安田銀行寄宿舍内 三島郡茨木町下中條 住吉區天王寺町五七六宇野芳久方 神戸市松原通五丁目八六 北區東野田町一丁目七四 北區道本町一四一 三重縣四日市市袋町三二二七</p>	<p>專門部經濟學科 井上 知行 今西直治郎 伊藤 光一</p>	<p>住吉區天王寺町二一九六山田實方 北區茶屋町四一、四塚方 天王寺區眞法院町一二</p>	<p>住吉區天王寺町二二一澤田方 東成區野江町三丁目七〇 此花區下福島一丁目一四梶木方 此花區春日出下二丁目二 北區澤上江町一丁目六九上東方 中河內郡布施町東足代六五五ノ四 堺市福助足袋株式會社計理課 住吉區天王寺町二二五七 三島郡千里村天道一九 大分縣宇佐郡豐川村大字大塚 兵庫縣川邊郡小田村長洲二五ノ二 港區千島町四一橋本善平方 天王寺區茶臼山町七 山口市都濃郡德山町三番丁 西淀川區加島町一八六 東區八丁中寺町二七龍淵寺方 神戸市夢野町三丁目一四ノ二四 高知義平方 三島郡千里村片山三四 住吉區阿部野町七七 港區東田中町八丁目三六 兵庫縣川邊郡園田村上阪部九八 東成區區林寺町一二九 住吉區住吉町七八一安田銀行寄宿舍内 三島郡茨木町下中條 住吉區天王寺町五七六宇野芳久方 神戸市松原通五丁目八六 北區東野田町一丁目七四 北區道本町一四一 三重縣四日市市袋町三二二七</p>	<p>住吉區天王寺町二二一澤田方 東成區野江町三丁目七〇 此花區下福島一丁目一四梶木方 此花區春日出下二丁目二 北區澤上江町一丁目六九上東方 中河內郡布施町東足代六五五ノ四 堺市福助足袋株式會社計理課 住吉區天王寺町二二五七 三島郡千里村天道一九 大分縣宇佐郡豐川村大字大塚 兵庫縣川邊郡小田村長洲二五ノ二 港區千島町四一橋本善平方 天王寺區茶臼山町七 山口市都濃郡德山町三番丁 西淀川區加島町一八六 東區八丁中寺町二七龍淵寺方 神戸市夢野町三丁目一四ノ二四 高知義平方 三島郡千里村片山三四 住吉區阿部野町七七 港區東田中町八丁目三六 兵庫縣川邊郡園田村上阪部九八 東成區區林寺町一二九 住吉區住吉町七八一安田銀行寄宿舍内 三島郡茨木町下中條 住吉區天王寺町五七六宇野芳久方 神戸市松原通五丁目八六 北區東野田町一丁目七四 北區道本町一四一 三重縣四日市市袋町三二二七</p>
---	--	---	---	--	--	--	---	--	---	---	---



神高 茂 北區北扇町文化寮内  
 梶原 武夫 港區八幡屋浮島町一丁目三二一  
 閉田 太郎 天王寺區上緒屋町七  
 勝田 正義 此花區上福島中一丁目三六那谷方  
 川口 猛 東區東雲町二丁目一五〇  
 川端 柳造 北區扇町堀川青年宿舍  
 龜尾 宗雄 北區茶屋町一一  
 加納 三郎 中河内郡小阪町字下小阪五〇三  
 加藤喜代次 西淀川區浦江町五三七  
 米田 睡字 兵庫縣川邊郡小田村常光寺三二九  
 田尻 清一 東區北久太郎町一丁目一三種村方  
 竹森 良一 豐能郡南豐島村原田四四四  
 高森 滋雄 東區今橋三丁目古河銀行大阪支店  
 田中 孝 住吉區天王寺町二七〇七  
 高田福三郎 東區御堂町一九七  
 鷹羽 重一 住吉區西田邊町一三四ノ三  
 高野 政男 鹿兒島縣肝屬郡垂水町中俣二八戸  
 田村 格治 尼崎市外小田村杭瀬レオン基督團  
 築山 繁 東淀川區國次町四七一  
 辻中 義雄 東成區中道町三二九  
 辻 太作 西區京町堀通三丁目七  
 中村 龍三 和歌山縣日高郡稻原村大字明神川  
 中島 勝藏 尼崎市大物町二七  
 中西 重文 東成區腹見町四二九  
 中井善太郎 天王寺區國分町七二  
 中山 秀次 西區南堀江通一丁目四二  
 永田 直治 天王寺區石ヶ辻町二四  
 内田 尙武 尼崎市別所村四五〇  
 野田 重雄 港區九條通三丁目五二二  
 國乘 雄三 北區善源寺町九丁目六一  
 黒田 浩 西淀川區海老江下一丁目三三八  
 八杉 正則 尼崎市西灘波六二六  
 大和屋 巖 長崎市今魚町七〇  
 山本 一雄 尼崎市外小田村常光寺字塚ノ木一  
 四八  
 山崎 善一 堺市遠里小野町一〇四四

松本 正俊 北區濱崎町一三三尾捨一方  
 松尾 鐵市 兵庫縣武庫郡本庄村青木五一二伊  
 勢田善治方  
 増田次太郎 西淀川區浦江北一ノ四馬場方  
 松本 茂 東京府荏原町中延一〇七研文社内  
 飯持喜久夫 西淀川區大仁本町一丁目三四  
 古谷 正慶 此花區春日出町一五一ノ一九  
 小牧 泰二 港區北境川町三丁目三五渡邊方  
 小松辰之助 西淀川區海老江町上三丁目一八八  
 五味 元義 尼崎市大物村一九三  
 出來島宗夫 此花區龜甲町一ノ一一  
 淺野 茂雄 浪速區鹽草町一一三八堀太吉方  
 秋山 雪夫 西成區玉出本通五丁目一〇四  
 行比 久生 港區尻無川北通二丁目四八磯村方  
 赤 山一郎 港區泉尾中通三丁目一六  
 新井忠三郎 浪速區稻荷町一丁目坂田貞三方  
 安東 明 神戸市中山手通一丁目二五ノ九二  
 阪田 啓二 東成區鶴橋不野町五一番地二ノ一  
 北脇 隆 東區今橋三丁目鴻池銀行本店  
 北島 達 長崎縣佐世保市上京町一六  
 北村 正一 北區北同心町二丁目二四正善院  
 木村 太郎 東淀川區十三南ノ町七〇九  
 湯淺清二郎 北區澤上江町五丁目七二西野方  
 宮内壽太郎 北區芝田町五六池野丑太郎方  
 皆川 武 神戸市御幸通八丁目一  
 三木 捨松 東區小橋元町一一五  
 南 章太郎 三島郡吹田町  
 霜村 盛郷 港區八幡屋雲井町二丁目六ノ四  
 白 髮 茂 此花區上福島北一丁目五四  
 鹽田 忠雄 京都府綴喜郡八幡町字平谷一一  
 白岩 賢藏 西成區田端通三丁目二二村井方  
 平尾 正 北區澤上江町四丁目九八橋本方  
 森下 保雄 豐能郡櫻井谷村字南刀根山一二七  
 杉本 利雄 東成區猪飼野町一一五九  
 杉山 實雄 港區吾妻町二丁目一  
 鈴木 眞一 西成區南海通三丁目三七新田別莊

角谷 義信 兵庫縣飾磨郡字濱村  
 專門部文學科英文專攻科  
 春名 平三 兵庫縣川邊郡小田村金樂寺五小寺  
 圭策方  
 和田 傳三 北區北扇町文化寮  
 川野 政平 兵庫縣川邊郡小田村今福太田入ノ  
 二國宮方  
 吉田庄太郎 南區御藏跡町二八  
 中西 武 東淀川區木川町一五一ノ一西村方  
 浦島 幸一 奈良縣生駒郡北條村  
 上野 政次 兵庫縣川邊郡小田村潮江字前田二  
 ノ二  
 丑田 榮壽 神戸市長樂町三丁目一一七  
 楠 正岡 三島郡高槻町大字高槻六三六  
 山本孫三郎 西區新町通四丁目  
 舟渡與三松 東淀川區友淵町一二三  
 榎 卯三郎 西區阿波座下通二丁目三一  
 宮崎 捨馬 北區曾根崎上三丁目四八中谷方  
 專門部文學科國漢文專攻科  
 川内平三郎 堺市新在家町西三丁  
 神屋敷民藏 北區中之島二丁目二二松本順方  
 米滿 榮三 東成區片江町片江橋側山下宅  
 安川安太郎 西成區西皿池町一五初環清吉方  
 安井 章吾 東成區林寺町四七加藤敬太郎方

權と呼び或は生存最少權 (das Recht auf ein Existenzminimum) と云ひ勞働權と生存權 (das Recht auf Existenz) との區別を明瞭にして居らない憾がある然もフウリ工氏はこの代償物は現今の社會制度組織の下に於ては可能なりと考へ氏の計畫した社會秩序が實施された後に初めて供與せらるべきものであると論じて居るのである。然るに氏の弟子コンシデラン (Considerant 1898—1893年) 氏は就中勞働權の承認をフウリ工氏流の社會秩序の實施せらるる迄待つ程のことなく之を以て現存状態の缺くべからざる補充——私有財産制度維持の唯一の方法であると論じてゐる。コンシデラン氏の説明によれば人類は原始資本 (capital primitive) (原始的形體に於ける土地) に對する共同の利益權を有すると共に又人間の勞働によつて作出せられたるもの——土地の改良并に資本 (人爲資本 capital orice) は不可侵の權原の結果であつて生産者并に彼の權利の承繼者の私有財産となるものである。共同の自然的資源に對する共同使用權の結果自然状態に於ける人類は四つの經濟的原權即ち狩獵漁撈果實集取及牧畜權を行使することが出來たが現存の状態に於てはこれらの共同使用權の代償として勞働權が生じなければならぬ。この權利を行使する勞働者は彼の勞働の代償として少くとも彼が自然状態に於て有する四つの經濟的原權の行使によつて調達し得ただけの生活資料を與へられなければならぬと云ふのである。(Considerant: Theorie du droit de propriété et du droit au travail 3版 1848年) (未完)

### 學生彙報

#### 皇陵崇敬會報

第二次第四回例會——去る二月九日正午、千里山を出發し箕面方面に例會を行ふ。此の日よく晴れて、一行八名は千里山より勝尾寺迄行程約三里を徒歩するものと、阪急を利用して箕面を経て勝尾寺に向ふものとの二班に分れ途中早春の風光を賞し二者合して午後三時勝尾寺に着す。勝尾寺は眞言宗にして應頂山菩提院と稱す。本尊十一面觀音にして、舊名彌勒寺神龜四年僧善仲善算の開基である。次いで開成皇子の墓に拜す。

五時半山を降り、箕面の瀧に足を止め、記念撮影をなす。陽既に没し、四邊の仄暗くなる頃ほひ電車にて池田に向ふ。幹事森井氏の宅を訪ひ、一同多大なる饗應に預かり、會員の快談に時の経るを知らず愉快に一日を過ごし十時歸阪の途に就く。森井氏に對し一同深く感謝の意を表する次第である。因に當日の参加者は次の通りであつた。

河村教授、森井惣吉、溝邊文和、小田切西竹若隆三、平井三郎、西岡作次、奥川武郎尙、本會も着着回を重ねること既に三十有餘愈敬神の念を深め、益本會の發展に會員一同は奮勵努力してその準備に餘念がない。

この春の休暇にも、本會員の活躍目覚ましく、次のブラムをもつて東都に、四國に、九州に、東海道自轉車旅行、徒歩旅行に夫夫花々しく決行されることになつて居る。

最後に、此の純誠溢るる我が皇陵崇敬會に、

新入學生諸兄の同志の御入會あらんことを希ふものである。  
——(奥川君報)——

#### 關大俳句會報

五句集について——關大俳句會はこの春期休暇中五句集を作成して俳句研究に資せんがため三月二十一日を締切として季題を椿、霞につき各人五句宛を募集したところ、多數會員の應募があり、立派な句集が出来上り、本月一日夫夫會員へ發送した。來る二十一日午後一時よりクラブハウスに於いて句集撰句披講を兼ね新入學生歡迎句會を催す筈である。出句者は新町先生、塚本顯榮、藤原勳、中村光楠、田中佐雄、佐後淳一郎、西岡作次、平井三郎、藥師寺公臣、廣田弘應、金子斌、竹澤喜代治、内海操、古家利雄、岡崎連哉の諸氏であつた。  
——金子君報——

#### 國文學同好會報

専門部國漢文專攻科一年有志をもつて組織されてゐる國文學同好會は、昨春新町先生を介添として呱呱の聲をあけた。今や初めての誕生を迎へんとし、靜に歩み來つた道程をふりかへつて見たい。

吾々の歩みは最初に期待したよりはのろいものであり、ここに大きく書き立てる事の出来ない事を遺憾とするけれども、しかもなほ、大きな誇りと喜びとを感じるものである。何故なら吾々は眞面目と熱心とをもつて過去に終始し、更に將來に向つて精進しようとしてゐる。そこに齎された收穫は眞に實なるものであつて、一つの靴も存しないからだ。今事業といつて大きく聞えるが、その二三を次に記して見よう。

一、研究、毎週木曜講義終了後 十八史略研究

毎週金曜講義終了後 増鏡研究

右は定期研究としてなした來つたものであるが、この外一月一回若くは二回、日曜日を利用し、會員一同市内港區南壽小學校に集合、これらの研究をつづけた。

この春期休暇を利用して、大平記の研究を毎週日曜に行ふ事に決し、その第一回を三月十七日南壽小學校に於いて開催した。これは新學年開始まで繼續する豫定である。

一、輪講、昨年の夏期休暇中文科二、三年の諸君を中心として組織されてゐる國文學研究會の土佐日記輪講に参加した。

吾々はかくの如き文獻に基く國漢文學研究と相俟つて他面常に機會をとらへて史蹟を踏査し、知識の内容を擴充する事に努め、或は皇陵、神社佛閣に詣でては精神修養の糧とした即ち

一、大原行

昨年十一月三日には洛北大原に一日の行遊を試みた。寂光院に詣ては、大原御幸の古を偲び、ままならぬ人の世に感慨の涙を落し、大原問答の跡を訪ねては、その昔天下の碩學を相手に一代教の批判を試みられし法然上人の高風を慕ふた。

三千院春迎院等も訪ねたが、惟喬親王の御墓には遂に詣でる餘裕をもたなかつたのは残念であつた。歸途乗合自動車の便はあつたが、靜寂な闇夜の山道を辿るのも一興と思つて徒歩で八瀬に出た。平生さしがしい落着きのない都會生活を嘗み、土に親しむ機會の少ない吾々にはなかなか面白い思

ひ出であつた。

一、鹵簿奉送

天皇皇后兩陛下廣古の御大禮を芽出度終らせ給ひて東都に還幸啓あらせらるる十一月二十六日、會員一同は烏丸通に鹵簿を奉送申し上げた。

一、畝傍陵參拜

本年一月二日會員は畝傍陵及び橿原神宮に參拜し、神武天皇創業の古を偲び奉り、忠良なる臣民たらんことを誓つた。

一、御所拜觀竝に下鴨神社參拜

一月二十日本學より御所拜觀後、小中先生に伴はれて下鴨神社に參拜し、葵祭の繪巻物を拜觀した。

一、四月上旬吉野又は御室方面に史蹟踏査の豫定である。  
——堀君報——

#### 千里山庭球部報

東京帝大對本學の庭球試合は本月五日午前十時から阪急沿線線崎川コートで舉行、四ダブルス、八シングルス決戦の結果八對四で本學の勝に歸した。記録次の通りである。

(本學)	六	(東大)	六
長棟	九	山瀬	七
鎌田	四	吉原	六
清水	一	橋本	六
永田	三	樺山	六
中村	三	加茂下	六
福井	六	大井	三
牧村	六	佐藤	三
シングルス			
(本學)	二一六	(東大)	一五七
成藤	六	吉原	四
後藤	六	大橋	四

鎌田 六一三 六一四 佐藤  
中村 四一六 四一六 山瀬  
濟水 六一四 六一〇 橋本  
平池 六一〇 六一二 大井  
福井 六一〇 六一二 榊山  
水田 二一六 六一二 七五 加茂下

千里山射撃部報

主將鈴木直君の計——射撃部主將鈴木直君は三月一日突如急性腹膜炎にて死去された。君は昨年一月よりキャプテンに推薦され、爾來外語、京大の對抗試合を始めとし、東京に於ける射撃大會或は關西學生射撃聯盟大會等に出場し、優勝に次ぐに優勝を以てし射撃部のために奮闘せられた。わが射撃部が今日の隆盛を見るに至つたのは君の努力に與つて大なるものがある。

今君を喪ひ悲痛言ふ所を知らず。茲に録して哀悼の微意を表する次第である。——部員報——

千里山籃球部報

大阪高校對本學の籃球試合は四月十一日午後四時三十分より大阪土佐堀青年會館で舉行、二回の延長試合の結果三十六對三十三で本學の勝となる。成績左の如し。

本學 { 三一九 三二一七 } 大高  
 { 七二七 三二〇 } 大高

(本項を勸導せし)  
今井長二郎氏 (昭三專經)  
岡島文雄氏 (昭四大經)  
森橋忠正氏 (昭二大法)  
津田道之助氏 (昭三大法)  
松本茂氏 (昭四專商)

英國から歸つて

立教大學商學部教授  
板橋菊松

(本報記者友)

英國から歸つて、私は先づ何を感じたか、結局日本と云ふ國は英國よりも何處よりも本學推薦校友等好いと思つた。此の一等好いと云ふ心持の中には無論懐かしい祖國に對する愛慕の情も混つて居るであらうが、然らずとも日本の衣食住(假令一年と歐米化される傾向があつても)が英國のそれよりも何處のそれよりもヨリ柔かい氣分がするからである。實際、日本の衣服の寛潤なる、日本の食物の淡泊なる、日本の住宅の瀟洒なる、斯んな氣分はロンドンに固より、ニューヨークでも、パリでも、ベルリンでも、ジュネーヴでも、遂に一度も味ふことが出来なかつた。僅か六ヶ月の間であるが、可なり氣隨氣儘にして廻つた。それでも、唯一つ物足りなかつたのは、何處でも日本で味ふやうな柔かい氣分を味ふことが出来なかつた事である。

併し又、英國の Smart と云ふ氣分も好いもので、同國のゼンツルマンたる第一の資格と條件は矢張り Smart な風采と云ふ事である。Smart な帽子、Smart なネクタイ、Smart なシャツ、何から何まで Smart づくめである。殊に彼等は各自のネクタイに細心の注意を拂つてその Smart 美を以て此上もない誇りとして居る。だから、英國人は米國人よりも、フランス人よりも、ドイツ人よりも、將又たス井ツル人よりも何となく垢抜けがして居る。此點に來ると、日本の紳士は、ミツチ附かず

で、朝から晩までモーニングを着たり、或は洋服の色と調和の悪いネクタイを結んだり、全く始末に了へぬ、搦て加へて近頃の日本婦人のいはゆる洋装ほご山出的に不恰好なものはない。要するに、Smart は英國そのものの氣分であり、又た英國のゼンツルマンそのものの氣分である。

私の專攻の社債法は、日本では未だ何人も統一的に纏つた研究を公けにして居らないから日本では是れぞと言つて参考に供する程のものもなく、例の池田寅二郎博士の『擔保附社債信託法論』のみが獨り金科玉條視されて居るに過ぎない現狀である。だから、微力な私でも唯だ社債法を專攻して居ると云ふだけで司法省や、三井信託や、三菱信託や、安田信託や、野村證券や、山一證券などから委嘱を受けて、特に英國の社債制度を徹底的に取調べることに成つた。處が、英國で社債關係の事件が初めて法廷に持ち出されたのは可なり古い頃で、爾來斯種の判決例は年々増加して最近の専門書に引用されてゐる主要なもの丈けでも優に千五百以上の多數に上つて居る是に反して我國では、今までに確定した社債關係の判決と云へば僅かに數件を算するのみである。宜なる哉、擔保附社債の主務官廳たる大藏省でさへ、社債權者集會に於て當該社債の利率を變更し得られるか否かと云ふやうな問題で今頃頭を痛めて居る。

たばかりで『英國の社債制度』の正體が解るものでない。私は歸つて來て、此感が特に深い。或る書物などは餘りに大ビラに出鱈目を列べて居るので寒心して了つた。イヤ他事でない。私自身も外遊するまでは幾ら威張つても時々勘違ひをする事があつた。今度一と廻りして、英法の研究は日本式の英法では生兵法で駄目だと思つた。英國では米國式の英法も眞の英法でないと冷笑して居る。況んや日本式の英法に於てをやである。

或る英法の大家をもつて、自他共に容して居る某大學の某教授が、曾て英國の判例法に關して公けにした論文の中に『英國に實際においては(中略)貴族院に次ぐ上級裁判所は高等法院(Supreme Court of Judicature)として高等法院は岐れて控訴院(Court of Appeal)及び上級裁判所(High Court of Justice)の二となり』と書いて居る。處が、事實は然うでない。英國の裁判制度は House of Lords の下に Supreme Court of Judicature が在つて、此の下に High Court of Justice が在るので、某教授の所謂高等法院と控訴院は全く同一のものである。隨つて又た某教授の所謂上級裁判所は我國の地方裁判所の如き裁判所である。斯んな勘違ひも矢張り日本式の英法を研究した應報であらう。現に英國に留學して眞の英法を研究したやうな顔をして居る連中の内にも眉唾もの少からず、寧ろ滑稽の沙汰である。

英法と一概に言へば、全くの不文律で捉まへざころも無いやうに想像されるであらう。併

# 金融資本 (一)

—(金融資本による産業と銀行の統一)—

學部經濟學科第三學年 瀬戸 健助

はしがき

私は此の拙稿を學報を、通じて發表するに當つて二三の「はしがき」を加へて置く必要を感ずるのである。

(一)、本篇は、最抽象的な、だが近代の經濟社會に於て最重要な役割を演じつつある「金融資本」に就いての根本的な部分を考察したものである。

(二)、本篇の基礎となつた著書は、Hilferding: Das Finanzkapitalである。私が本書を土臺としたのは初めから本書を以て完全なものと信じたからではない。然し乍ら、金融資本に就いての理論的な説明書として本書の右に出づるものは果してあり得るか。

(三)、私は末尾に引用文に就いての出所を原版の頁で示して置いた。けれども引用した譯文は私が譯出したものではなく、林要氏の嚴密な譯文を借用したものである。極めて難解で有名な本書は、譯文のみで理解出來ず又原版では餘程の者でなければ理解出來ないことは、私置の言ふに及ばざるところである。

(四)、最後に本篇は、單獨な一個の論文として起草されたものではなく「集中資本主義」の最重要な一部分として起草されたものであるが故に、前後との關係に於て不明瞭な點が一二點あるかも知れないが、左様な場合は私が土臺として使用した著書を參考として載きたい。

## 目次

- 第一節 金融資本の根本概念
- 第二節 株式會社企業と銀行
- 第一項 株式會社の本質
- 第二項 金融資本の發生

## 第三項 金融資本の發展

### 第三節 金融資本の史的傾向

#### 第一項 金融資本による集中強制

#### 第二項 金融資本による産業と銀行の統一

#### 第三項 補論(英國銀行制度とその歸趨)

### 第一節 金融資本の根本概念

私は以上に於て、最近の集中資本主義の一面たる企業結合運動—カルテル、コンピナチオン及びトラスト等々を考察し繼いで他の一面たる銀行の合同運動を考察した。而して此の二つの集中化運動には、それを制限すべき何等の絶對的限界もないこと云ふこと換言せば、企業結合は無限に發展して、遂には資本主義的諸生産部門の一切を包含するに至るであらうし、又銀行の集中は無限に發展して遂には資本主義的金融機關の一切を統合するに至るであらうことを述べて置いた。誠に、集中 Konzentration は最近資本主義の傾向を現す最も該切な標語である。然し乍ら、吾々は繼いで産業—産業資本 Industrielkapital と銀行—銀行資本 Bankkapital の關係を考察しなければならぬ。が、産業資本と銀行資本との關係は金融資本 Finanzkapital の發展を通じて益々緊密にされ、やがて産業資本と銀行資本の特殊性は消滅して金融資本に統一されて行くのである。随つて又、從來存在して來たところの産業資本家と銀行資本家との職能上の分離は益々止揚されて、銀行家即ち産業家とふ事態が發生するのである。① 夫故に若し吾吾にして、一方に於て、カルテル化やトラスト化による企業結合の發展を考察し、他方に於て銀行の合同運動の發展を考察するのみにして、研究を終るならば、それは不完全なるの批難を避け得ない。吾々の研究は、一方に於て産業集中を、他方に於て銀行の集中を考察し、而して第三に金融資本の分析に基いて、此等兩面に亘る集中の再集中及び統一を深く考察しなければならぬ。

然らば、こゝで吾々が研究の對象とする金融資本とは、如何なる資本であるかと言ふに、Hilferding

は次ぎの如く定義してある。即ち、「私は、彼上の方法に於て、現實に産業資本に轉化されること、この銀行資本即ち貨幣形態に於ける資本を金融資本と言ふ」と言つてゐる。即ち原文では、「Ich nenne das Bankkapital, also Kapital in Geldform, das auf diese Weise in Wirklichkeit in industrielles Kapital verwandelt ist, das Finanzkapital.」を定義されてゐる。②

こゝで彼上の方法とは銀行資本が個々の小片に分轄されて産業株式會社の發行せる株券に投資することを目指すのである。だからして、詳細に定義すれば、金融資本とは「銀行資本家が産業資本家、商業資本家及び非生産的階級の遊離貨幣を蒐集して形成した銀行資本を、産業株式會社の發行する株券に投資することによつて、産業資本家が使用する生産的資本(生産手段及び勞動力)に轉化し生産行程に固定せしむるところの資本である。随つて金融資本は、産業資本や銀行資本とは異なり、此の二種の資本を統一してあるところの資本の最抽象的な現象形態である。③

然し乍ら現在我が國の或る種の經濟學者の間で用ひられてゐる金融資本概念は極めて漠然としてゐる。けれども、こゝで、これ等の點を潛索し批評する必要はない。夫故に私は續いて、本論の概要を示して置くことにする。

私は本章第二節「株式會社と銀行」に於ては株式會社の本質を明かにする。株式會社は、金融資本發生の前提條件である。株式會社の本質の理解なくしては金融資本は理解されない。(第一項、株式會社の本質)けれども如何に株式企業が發展しようとも産業資本家から銀行に對する資本需要が緊切でない國に於ては、金融資本は發生しない。そこで私は、英國と獨逸を比較することによつて、金融資本發生上のニエアンスを指摘して置くことにした。(第二項、金融資本の發生)然し乍ら、一般的に觀て、資本主義經濟の發展は必然的に金融資本の擡頭を齎すのである。然らば資本主義經濟の發展は如何なる理由に

よつて、金融資本の擡頭を必然的ならしむるものであるか云ふ點に就いて私は、三つの理由を擧げて置くことにした。(第三項、金融資本の發展)而して第三節「金融資本の史的傾向」に於ては私は第一に金融資本の擡頭は、産業方面に對して如何なる影響を及ぼすかと云ふことを考察した。それは第一項「金融資本による集中強制」と題され、そこでは銀行が金融資本を通じて行ふ産業集中化の強制、産業の集中化が金融資本を通じて逆作用する銀行集中化の強制を考察することにした。而して此の集中強制は、以上に於て考察した企業結合、銀行合同なる資本主義的集中を促進する有力な動力となつてゐるのである。最後に第二項「金融資本による銀行と産業の統一」に於ては、私は、一方に於て益々集中化して行く産業と、又他面に於て益々集中化して行く銀行が金融資本の發展によつて統一されて行くかぬばならぬことを指摘することにした。而して、こゝでは、集中資本主義の實際的權力が奈邊に落つるべきかの必然性が考究されてゐるのである。

1. Hilferding: Das Finanzkapital, S. 295.  
2. Hilferding: a. a. O., S. 283.  
3. Hilferding: a. a. O. Vorwort: "seine höchste und abstrakteste Erscheinungsform....."

第二節 株式會社企業と銀行

#### 第一項 株式會社の本質

金融資本を理解するが爲めには、先づ以て株式會社企業の本質を明かにして置かねばならぬ。然し乍らこゝで株式會社の本質を詳細に論ずることは到底不可能である。夫故に、株式會社の本質と言つても金融資本を理解する上に於て絶對に必要と考へられる部分即ち信用の種類、株主の性質、配當の性質、擬制資本の本體、創業利得及び擬制資本の流通形態のみに就いて簡述するに止める。

私は信用を分類して大體上、投機信用(主としてコール)と商業信用(主として手形割引)及び資本信





業が、その利潤全部を配當に充てた場合、その現實の配當に投資に際して投資家が期待する最小限度の配當(一般利子十危険プレミアム)との差額は、何う云ふ風な現象を起るかを問題とするのである。

株式會社は通常三種の資本をもつ即ち公稱資本、拂込資本及び擬制資本 Aktive Kapital である。之を一個の株券に就いて言へば、額面金、拂込金、及び株價である。ところでここで問題となるのは、此の擬制資本である。而して私は此の純計算的な如何なる意味に於ても現實に實在しないところの擬制資本の本体を理解する爲めに次ぎの如き計算式を利用することにする。

今一、Aなる株式會社の株式資本 Aktienkapital (金額拂込) 百萬マルクを略してAとす。

(二) その獲得する平均利潤 Durchschnittsprüftrate 一五%即ち一五萬マルクは全部配當 Dividende に充用されるものとして、之をDとす。

(三) 一般利子率 Zinsfuß を五%即ち五萬マルクとしてZで現し、

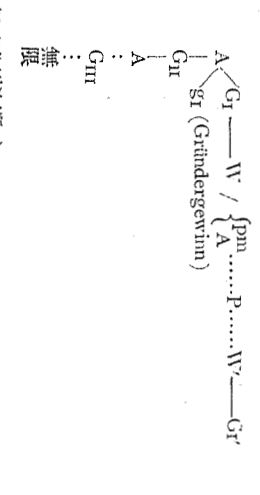
(四) 危険プレミアム Risikoprämie 二%即ち二萬マルクをRとす、

(五) 重役報酬及び管理費用 Tantiemen und Verwaltungskosten 二%即ち二萬マルクをVとす。

然らば此の株式會社は百萬マルクの資本を以て一五萬マルクの利潤を生み、それを現實の配當に充用する事となる。が今此の配當一五萬マルクを生む産業資本百萬マルクを、一般利子五萬マルクを生む資本として資本化 Kapitalisiert するならば實際上の産業資本たる百萬マルクは、 $K \times \frac{D}{Z} : 1000000 \times \frac{15}{5}$ なる公式を通じて、參百萬マルクの擬制資本となつて現はれるのである。が然し、株券への投資に際して投資家が期待するものは、一般利子十危険プレミアムであるが故に、此の現實の配當一五萬マルクを生む産業資本百萬マルクを一般利子十危険プレミアムに相當する配當を生む資本として資本化するならば

擬制資本は、 $K \times \frac{D}{Z+R+P} : 1000000 \times \frac{15}{5+2}$ なる公式を通じて貳百萬マルク餘となるのである。然し乍ら更に吾等は、此の利潤の中から生ずる以て重役報酬及び諸管理費用貳萬マルクを減じて實際の配當を一三萬マルクとしなければならぬ。夫故に最も正確な現實的な公式としては、 $K \times \frac{P-IV}{Z+R+P}$  (現實の配當)  $1000000 \times \frac{15-2}{5+2} = 1875143$ マルクであり擬制資本は凡そ百八十萬マルク餘となるのである。かくて、利潤から來る現實の配當と、投資家が株券への投資に際して期待する投資限度(一般利子十危険プレミアム)との差額は、八十萬マルクとなつて現はれるのである。而して此の八十萬マルクは株券が全部賣却された場合に貨幣形態に於て實現されるのである。吾等を之を創業利得 Gründungsgewinn と云ふのである。それは擬制資本から實際資本(拂込資本)を減じた残りの純計算的な部分に相當するものである。

さて、以上に於て吾等は擬制資本の本体を理解したるが次に、此の資本の特殊な流通形態に就いての公式を示して置く必要を感じるのである。今株券が發行されて貨幣に賣られたとする。然らば此の貨幣は二つの部分に分たれる。即ち産業資本家の手に移り生産資本に轉化されて、 $G_1 - W \left\{ \begin{matrix} P_{1m} \\ A \dots \dots \end{matrix} \right.$  直ちに創業利得として株券の賣主の手に流入する部分  $G_1$  となるのである。而して此の  $G_1$  及び  $P_{1m}$  は共に全然流通行程から消滅するのである。只流通行程に残るものは、 $G_1 + Sr$  なる額を代表することの株券のみである。けれども此の株券が現實に流通するが爲めには、新たなる追加資本として  $G_1 = (G_1 + Sr)$  が必要なのである。即ち  $A - G_1 - A \dots \dots G_{1m} \dots \dots A \dots \dots$  なる流通が必要なのであるが、これは有價證券取引所たる固有の市場に於て行はれるのである。夫故に擬制資本の流通形態は次ぎの如くなる。



(第一九頁(上欄)) 今日では年一年と漸次成文法の量が增加する傾きがある。會社法の如き殊に然りである。それでも日本の如く法律の條文萬能で、寢ても條文、覺めても條文で縛られて居るやうな氣持はしない。現行の英國會社法の各條文を通讀しても直ぐに了解されるが、英國では幾ら成文法の量が増加しても、そんなに干涉的に難かしく出來て居らぬから、實業家の方ではある要點だけは法律の定むる所に従つて、其他の事は各自の思ふ存分に行つて居る。例へば、彼の信託證書を一つ作成するにしても、日本の法律の如く、明文を以て信託證書に記載すべき事項を列擧して強要しないから當事者は其の都度實際の狀況に應じて記載事項を増減し得られる。斯くして始めて法律が實際化されるので、日本でもモ少し法律の條文(或は冗文?)を整理する必要があると思ふ。

る名著である。今夏八月、先生が英國南端の Isle of Wight と云ふ島の別荘へ遊びに行つて居られた時、私の專攻の或る問題に就て、是非とも先生の教へを乞はねばならぬ必要に迫られたので、先生に手紙を出して先生の都合を伺つた處、直ぐ電報で返事をして下さつて更に手紙で委しい返事をして下さつたので、ロンドンを朝早く立ち Yarmouth に着いて棧橋の改札口を出ると、先生は態々私の爲めに自動車を用意して「さア御案内ませう」と言つて繪のやうな別荘へ連れて行つて下さつた。私は此時こそ本當に身に沁みて嬉しく且つ有難いと思つた。

最後に、英國人を其他の外國人と比較して最も目立つ特徴に就いて直覺した儘を在りの儘申し述べて見ると、英國人は實に驚くべき鈍重である。良く言へば落ち着いて居る。時には私なんか我慢が仕切れない程落ち着き拂つて居る。だから、動もすれば陰險で腹に一物ある様に觀られる。併し私は彼等の御叮嚀な事と御深切な事とはこの上なしだと思ふ。假りに道を尋ねても御叮嚀について來て御深切に教へて呉れる。是は英國では幾度となく経験した事だ、その他の國では一度も経験しなかつた事である。私の友人の内には英國の法律家も居るし、實業家も居るが、彼等も初めは矢張り付き合ひ難かつた。併し付き合い合へば付き合ふべき親しみの度が濃くなつて、今では親類の如く交際して居る。だから英國人は一寸會つた丈けでは能く解らぬ。矢張り人には添ふて見よ馬には乗つて見なければ不可ぬ。(完)

(第二頁より續く)

註、以上の擬制資本の流通形態で Hierarchy の加へた貢獻は、 $H = G_1 + G_2 + \dots + G_n$  であり、 $A = G_1 + A_1 + G_2 + A_2 + \dots + G_n + A_n$  の二つであり、 $G_1 - W_1, G_2 - W_2, \dots, G_n - W_n$  は既に K. Marx によつて提唱された名公式である。私はここで此の生産公式を説明して置く必要を感じるが、讀者はこの公式の説明を必要とする程のものではないと思ふ。

然し作ら茲に注意して置くべきことは、擬制資本の大小—その大小は直ちに創業利得の大小となつて現はれる—は主として、現實の配當と投資限度(一般利子+危険プレミアム)の關係によつて定まること言ふこと、従つて、今投資限度に變化なしとすればそれは利潤(現實の配當)の増加に應じて大となり、利潤の減少に應じて小なることいふことである。反對に利潤(現實の配當)に變化なしとすれば、それは投資限度の低落に應じて大となり、投資限度の上騰に應じて小となる。① (未完)

寄贈圖書

- 寄贈者 著者 書名
- 木村 眞橋 氏 同 氏 補訂簿記計算學綱要
- 大日本雄辯會講演社 明治大帝御明治美談
- 造幣 局 造幣局貨幣幣章牌類圖錄
- 大 藏 省 租稅法規提要
- 專 賣 局 專賣局第二十八回年報
- 大阪市役所水道部 水道部事業沿革並現況
- 同 第十回水道事業報告
- 同 下水道事業沿革並現況
- 中央融和事業協會 融和事業年鑑昭和三年版

大阪府廳 大正十五年昭和元年 大阪府統計書

金融研究會 國民貯蓄ノ現狀

朝鮮總督府 朝鮮ノ災害

世阿彌著 花傳書

關西大學商學會 商業大辭書

大阪株式取引所 大株五十年史

徳尾俊彦氏 新編伊語讀本

高窪喜八郎氏 法律學說判例總覽民法總則編上下

木村 眞橋 氏 工業簿記教科書

大阪市産業部 第二十六回大阪府統計書

福富泰藏氏 循環的進化

徳尾俊彦氏 和文佛譯ノ根柢ヨリ

岩井一雄氏 International Trade developer

高津久右衛門氏 日本糖業年鑑

須々木庄平氏 取引所通論

故大島環氏藏書寄贈 (前號より)

- Mary, K. Value, Price and Profit.
- Mary, K. Revolution and Counter-Revolution or Germany in 1848.
- Mary, K. Die Klassenkämpfe in Frankreich.
- Mary, K. Der Achtzehnte Brumaire des Louis Bonaparte.
- Radak, K. Der Kampf der Kommunistischen Internationale, gegen Versailles.
- Ricardo, D. The Principle of Political Economy and Taxation.
- Sachs, A. S. Basic Principles of Scientific Socialism.
- Salomon, G. Saint-Simon und der Sozialismus.
- Salomon, G. Proudhon und der Sozialismus.
- Varga, E. Die Krise der Kapitalistischen Weltwirtschaft.
- Vorländer, K. Volkswirtschaftliche Geschichte der Frauentarbeit und Rationalisierung, Rationalisierung und Arbeiterklasse.

編輯餘録

▲卒業式、入學式と目まぐるしい忙しさに追れてゐる間に校庭はこぼるるやうに咲き映ゆる櫻の春さへ最早馴、その酣も過ぎて清く風に散り散りの類瀾、何時しか市井に荷賣る聲を聞く頃となつた。風光明媚な學園の邊り、都門の塵を避けて一日の閑を沽ひ、花下に風流、無風流は尋ねず、老も若きも嬉戲亂舞して大平を唱ふ裡に我等は新學年を迎へた。

▲新入學生諸氏を迎へて慶祝の意に堪へず兼ねて學園の權威と實質を穢さざるご共に諸君の期待を満たし宿志を通ずる爲、我等共にこの春風怡蕩裡に向學修養練磨を誓ひ、更に新學年を迎へての決心を新にするものである。

▲本號には木村教授の興味ある論文を頂くことで出來た。敢て續稿中の吉田教授の眞摯なる研究と共に讀者諸氏の御一讀を願ふ次第である。

▲試験期であつた爲か學生諸氏の寄稿が思はずしく集まらなかつた。直數の關係上短歌、俳句等も本號には割愛した。何時も希望することではあるが論文、隨筆その他詩歌に至るまで眞摯且つ價値ある作品ならばごしごし本誌上に發表するやう御投稿下さることを更めて學生諸君に御願する次第である。

▲目下着進行中の本學學術雜誌刊行の曉には本學報の論說欄は學生諸君の研究發表の機關に充當し度ごの案もある事故若しごの案が實現されるれば、各専門指導教授の證術を経て學生諸君の論文を本誌上に發表し、學術雜誌と相俟つて本學の學的活動に一エホツクを劃するごを思ふ。

▲昨冬以來本學校友會會員名簿發行案の改正と共に本春に至り、本誌上に發表してこれが基金の募集に從つてゐるが、主として校友會の事務はごへ、勢ひ學報局に於いてその事務の一部を管掌して行くごとなつた。今日までのごころ本學年度卒業新校友諸氏の基金申込は相當の數に達してゐるが、先輩校友の申込は趣旨の不徹底のためか、まことに寥々たるものがある。別項御熱讀の上續々申込みあるやう希望する次第である。

▲前號で御禮を申し上げる筈であつたが、香川縣在住校友古市賢太郎氏より、氏が大阪の榎本學を訪れ撮影されし寫眞數葉御惠送に預り御好意の段厚く感謝いたします。右のうち前號表紙にいただいた分、竝に内部に一葉都合二葉だけ使はしていただき、殊に表紙繪は趣好技術共に優れた美事な寫眞で評判もよかつたので茲に申し添へて謝意を表します。一般校友竝に本學關係者諸氏の此種寫眞文獻逸話等成るべく多く御寄稿御惠投に預り本誌内容を豊かならしめたいご考へます。重ねて茲に囑望する次第であります。

▲尙、學報としては版面、製本其他の關係上實行出來得ない点もありますが、編輯上御希望があれば遠慮なく御申込下さるごを希望いたします。校友通信其他も一般校友に傳へて可なるものは可及的多く採録したいと思ひます。(編者記)

大正十一年六月十五日創刊  
昭和四年四月十三日印刷  
昭和四年四月十五日發行

不許複製  
編輯兼發行人 霜村盛郷  
印刷者 谷口默次  
印刷所 谷口印刷所  
發行所 關西大學學報局

大正十一年六月十五日創刊  
昭和四年四月十三日印刷  
昭和四年四月十五日發行

大阪府此花區上福島  
福島學舍 關西大學  
電話掛 1049  
1310

大阪府外千里山  
千里山學舍 關西大學  
電話掛 1113

### 關西大學校友ソノ他關係者各位へ

●千里山學報維持費トシテ、校友ソノ他關係者各位カラ續續多額ノ御出捐ニ預リ有難ク幾重ニモ御禮申上ゲマス。

何時モ申上ゲテキマス通り、出來ルナラバ每號無料デ御配付申上ゲルノガ本意デアリマスガ、今ノトコロドウシテモ各位ノ御援助ニ俟タナケレバ、到底發行ヲ續ケテ行クコトノ出來ヌ状態ニアリマスノデ、遺憾ナガラ無遠慮ニト言フヨリモ寧ロ進ンデ御寄捐ヲ仰イデキル次第、何卒惡シカラズ御諒恕ヲ願ヒマス。

●金額ハ各位ノ御志ニ委セル外ゴザイマセンガ、大體年額貳圓位御寄捐願ヘマスレバ收支相償フ旨申添ヘテ置キマス。

●從來御出捐願ヘナカツタ方ニ、コノ際何分ノ御援助ヲ御願ヒ申上ゲマス。ソシテ新タニ御出捐下サル方ハ、御手数數デスガ左ノ申込書ヲ御切り取り下サイマシテ、金額ナリ拂込方法ナリ適宜御書入ノ上御送付願ヒマス。

●尙、一年以上繼續御送り申上ゲテキル方デ、今尙御出捐ガナク、且ツ維持費ニ付テ何等ノ御通報ニモ接シナイ方ハ、或ハ送付先ニ現住サレナイノデハナイカト存ジマスカラ、今後發送ヲ見合セルコトニ致シマス。

昭和四年四月 關西大學學報局

### 千里山學報維持費拂込申込書

住所  
年度 科 名 貴  
金額  
一金  
拂込方法

振替貯金又ハ郵便爲替  
集 金 郵 便

(何れか一方を抹消して下さい)

### 校友會會員名簿につき謹告

拜啓各位益御盛榮奉賀候陳者從來關西大學校友會名簿は學友會費より出費印刷に附し居候處學友會員欄に比して校友欄の増大甚だしく經費分擔の上にも不公平を生じ出版配付等取扱上にも痛く不便を感じ候に就き今般校友會常議員の決議により左記の如く決定仕候間此段御諒承相成度候

- 一、名簿需用者は名簿基金として一時金參圓納入のこと
- 一、一時金參圓納付者は毎年名簿出版の都度無料配付を受くること
- 一、校友會會員名簿は學友會と分離し獨立會計により出版のこと
- 一、基金納付者數以外は印刷せず従つて申込なき限り入手不可能なること
- 一、名簿編纂は便宜上關西大學學報局に委嘱のこと
- 一、申込基金は關西大學會計課へ左欄申込書と共に納付のこと
- 一、住所移動は逐一關西大學學報局に通知ありたきこと
- 一、名簿基金は申込順により學報誌上に發表すること

以上

昭和四年四月

關西大學校友會

校友各位

切取線

號 申 込 書

一金參圓也

校友會名簿基金

No. 右金額相添へ申込候也

一 明治 昭和 年 月 日  
大 正 和  
年 學 部  
專 門 部  
科 卒 業

住所

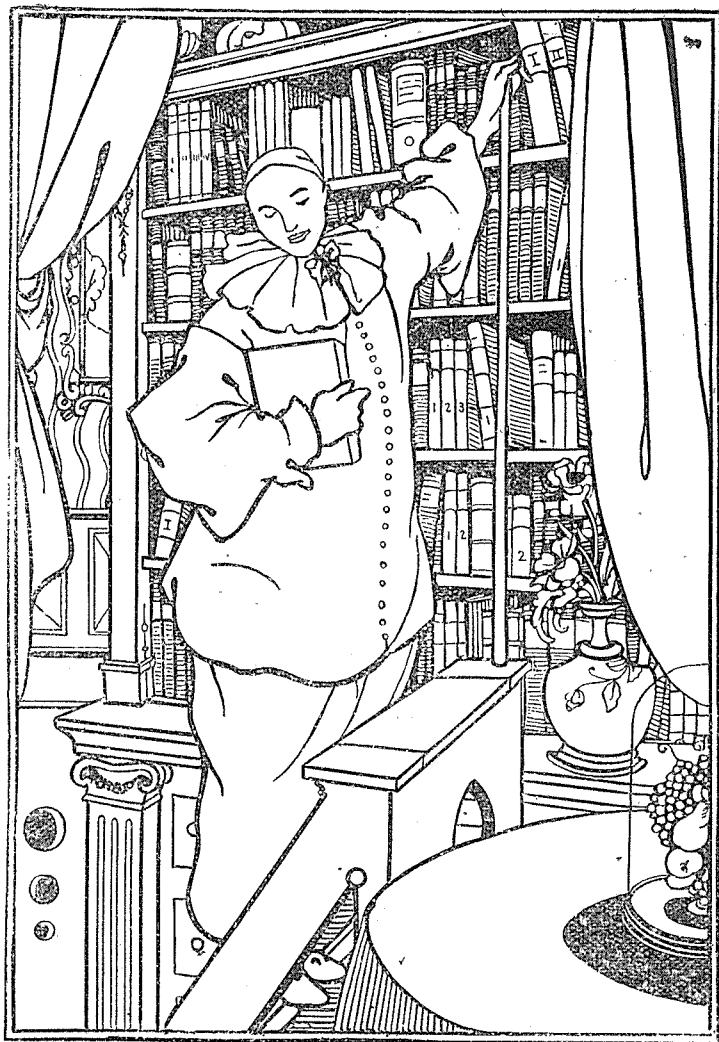
氏名

關西大學校友會御中

備考 ○申込基金ハ關西大學會計課へ  
○住所勤務等ノ異動ハ學報局へ

希望と榮光に輝く皆様の新學期を御祝申上げます。  
尚ほ店事専ら經濟と社會に關する貴重なる文獻資料を中心として  
各般良書の蒐集に内容充當を期し皆様の最も忠實なる助手として  
働かして戴きます、不相變御引立願ひます

◆小店古書目録「經濟と社會」第四號



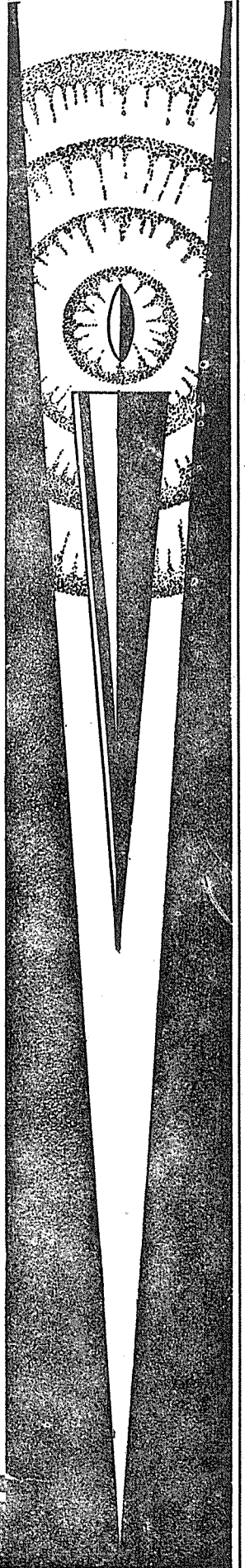
(四六版 全八〇頁以上豫定)

右は四月三十日より發送致します、本號は創業三周年記念號とし  
引續いて良書を解説御紹介致して居ります。御希望の方は實費拾  
參錢全封御申越下さい(發行部數壹千部限)

大阪櫻橋交又點東

うきよ堂書房





# 濕布より便利安全

使用法簡便

適度の温感を伴ひ長時間有効  
看護者の手数を省き得らる

肺炎、肋膜炎、氣管支カタル、中耳炎、耳下腺炎、扁桃腺炎、ロイマチス、神経痛、打撲痛、齒痛、肩凝、腰痛、月經痛、盲腸炎等に應用し効果確實副作用なし。

濕布の如く二時間毎に交換の要なく、一日一―二回の塗布(貼布)にてよく消炎、鎮痛の効を奏します……患部の血行を良好にし、毒素の排除を促進して、濕布に優る効果があります。エキシカを塗布すれば患部は直に爽快を感じ、疼痛及不快感を軽減します。胸部の疾患に於ては呼吸困難を緩和し且つ安靜ならしめ、よく自然的の睡眠をなさしめます、之れ回復に向ふ第一歩であります。

100瓦 0.5  
250瓦 0.5  
500瓦 1.0  
1000瓦 2.0

發賣元

株式會社 塩野義商店

大東市東區道修町三丁目  
阪市日本橋區岩附町四番地

# 消炎劑

# エキシカ

## 店舗擴張御披露

拜啓時下春陽櫻花の砌御顧客様愈々御清榮奉賀候陳者弊店儀皆々  
様格別の御引立を以て從來の店舗にては狹隘を感じ來り候につき  
今般洋服部附プレス部を分離致し下記の所に開店仕候從來の店舗  
は食料品部竝に喫茶室専用として目下擴張工事中に御座候幸ひ新  
店舗も食料品部と極めて近接致し居り候條御便宜を旨とし忠實業  
に服すべく候間層一層御愛顧御利用の上續々御用命賜り度此段御  
披露旁々奉懇願候

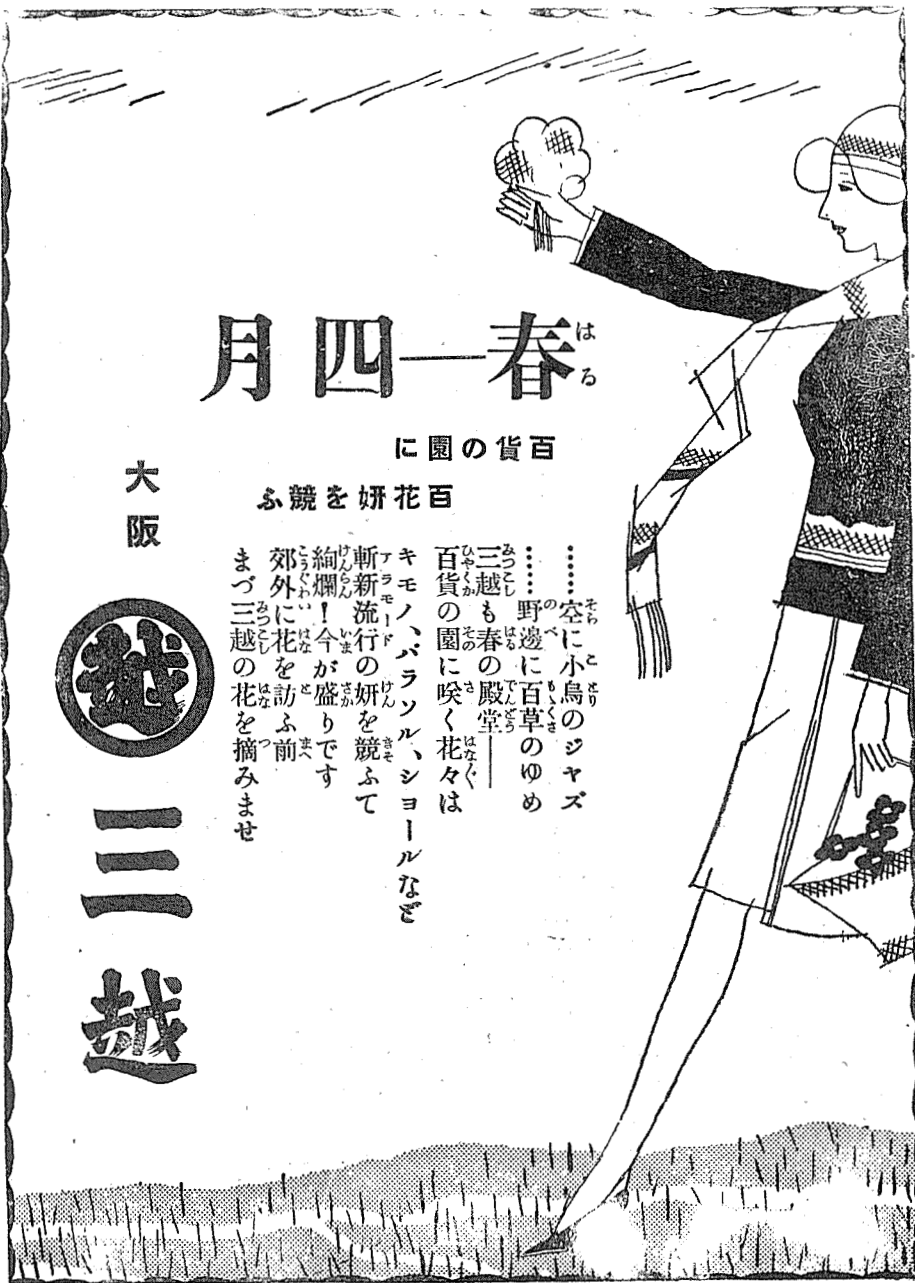
敬具

大阪市上本町六丁目交又點西北角

長谷屋洋服店

關西大學  
同 第二商業學校  
同 甲種商業學校  
指定

電話南  
四六〇九  
一〇一八  
二番番



# 春一四月

百貨の園に

百花妍を競ふ

大阪



# 三越

……空に小鳥のシヤズ  
 ……野邊に百草のゆめ  
 ……三越も春の殿堂  
 ……百貨の園に咲く花々は  
 キモノ、バラソル、シヨールなど  
 斬新流行の妍を競ふて  
 絢爛！今が盛りです  
 郊外に花を訪ふ前  
 まづ三越の花を摘みませ